

関西電力株式会社美浜発電所 3 号炉の
発電用原子炉設置変更許可について（案）
—特定重大事故等対処施設及び
所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置—

令和 2 年 7 月 8 日
原子力規制委員会

1. 経緯

原子力規制委員会は、平成 30 年 4 月 20 日に、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき提出された特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置に係る美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、令和 2 年 4 月 1 日及び令和 2 年 5 月 22 日に、関西電力から当委員会に対し同申請の補正書の提出がなされた。

当委員会は、本件申請について、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 43 条の 3 の 6 第 1 項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、令和 2 年 6 月 3 日、審査結果の案を取りまとめ、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴取した。

2. 原子力委員会への意見聴取の結果

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 43 条の 3 の 6 第 3 項に基づき、同法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴いたところ、別紙 1 のとおり「本件申請については、（中略）当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である」との答申があった。

3. 経済産業大臣への意見聴取の結果

原子炉等規制法第 71 条第 1 項に基づき、経済産業大臣の意見を聴いたところ、別紙 2 のとおり「許可することに異存はない」との回答があった。

4. 審査の結果について

令和2年6月3日に原子力規制委員会において取りまとめた審査結果の案について、本日付けで別紙3のとおり審査の結果として取りまとめる。*

※別紙3添付1は、セキュリティの観点から非公開とすべき部分を不開示とした上で公開する。

5. 発電用原子炉設置変更許可処分について

以上を踏まえ、本件申請が原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準のいずれにも適合していると認められることから、同法第43条の3の8第1項の規定に基づき、別紙4のとおり許可することとする。

なお、本件申請に係る美浜発電所について、当委員会は、平成31年度第4回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は11 km³程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラ（DKP）とDNPが一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模のDNPは火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定し、上記のとおり認定した事実に基づけば、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不適合であり、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第6条第1項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づき基本設計ないし基本的設計方針を変更すべき旨、令和元年6月19日に関西電力に命じたところである。関西電力からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

当委員会は、(i)平成31年度第4回原子力規制委員会において判断したとおり、大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえ、上記のとおり認定したDNPの噴出規模の噴火による降下火砕物により美浜発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないこと、(ii)上記の命令の適切な履行により上記の不適合状態は是正することができ、かつ、大山火山の状況に照らせばこれで足りることなどから、上記命令に係る手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、DNPの噴出規模を含め火山事象に係る「想定される自然現象」については、既許可（令和2年1月29日許可）の想定を前提として、本件申請についての基準適合性を判断したところである。

<資料>

- 別紙 1 関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）について（答申）
- 別紙 2 関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（回答）
- 別紙 3 関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）
- 添付 1 関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更のうち、特定重大事故等対処施設の設置）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）（案）
- 添付 2 関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更のうち、所内常設直流電源設備（3系統目）の設置）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）（案）
- 別紙 4 美浜発電所の発電用原子炉の設置変更（3号発電用原子炉施設の変更）について（案）



【別紙 1】

府政科技第 6 4 3 号
令和 2 年 6 月 2 4 日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号
発電用原子炉施設の変更）について（答申）

令和 2 年 6 月 3 日付け原規規発第 2 0 0 6 0 3 4 号をもって意見照会のあつた標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第 4 3 条の 3 の 8 第 2 項において準用する法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可申請書
(3号発電用原子炉施設の変更)に関する核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第1号に規
定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的が商業発電用のためであること
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(平成17年法律第48号。以下「再処理等抛出金法」という。)に基づく抛出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するということ
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等抛出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるということ

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該発電用原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関(IAEA)から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

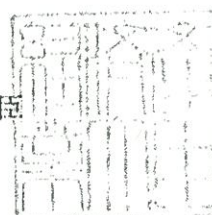
経 済 産 業 省

20200603資第14号

令和2年6月16日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣



関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可(3号
発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取について(回答)

令和2年6月3日付け原規規発第2006034号により意見照会のあった
標記の件については、許可することに異存はない。

【別紙 3】

関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

平成30年4月20日付け関原発第64号（2020年4月1日付け関原発第13号及び2020年5月22日付け関原発第107号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成13年6月22日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）設置工事に要する資金については、自己資金、社債及び借入金により調達する計画としている。

申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、

調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付1及び添付2のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付1及び添付2のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付1及び添付2のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

6. 法第43条の3の6第1項第5号

本件申請については、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

(案)

**関西電力株式会社美浜発電所
の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3 号 発 電 用 原 子 炉
施設の変更のうち、特定重大事故等
対処施設の設置) に関する審査書**

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術
的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに	1
II	変更の内容	4
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力	4
IV	設計基準対象施設及び重大事故等対処施設	10
IV-1	津波による損傷の防止（第5条関係）	10
IV-1.1	基準津波	11
IV-1.2	耐津波設計方針	11
IV-2	津波による損傷の防止（第40条関係）	12
V	特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処に係る技術的能力	12
V-1	特定重大事故等対処施設に対する要求事項	12
V-1.1	特定重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）	13
V-1.2	地震による損傷の防止（第39条関係）	18
V-1.3	津波による損傷の防止（第40条関係）	27
V-1.3.1	基準津波	28
V-1.3.2	耐津波設計方針	33
V-1.4	火災による損傷の防止（第41条関係）	44
V-1.5	共通設計方針（第43条第1項及び第2項関係）	51
V-1.6	特定重大事故等対処施設（第42条関係）	55
V-1.6.1	特定重大事故等対処施設の設置（第42条第1号関係）	55
V-1.6.2	特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）	60
V-1.6.3	外部支援が受けられるまでの間、使用できる設計（第42条第3号関係）	71
V-1.7	その他	72
V-2	特定重大事故等対処に係る技術的能力	72
V-2.1	特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	73
V-2.2	特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）（重大事故等防止技術的能力基準2.2項関係）	79
V-3	原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認	94
VI	審査結果	105
	略語等	106

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の8第1項に基づいて、関西電力株式会社(以下「申請者」という。)が原子力規制委員会(以下「規制委員会」という。)に提出した、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。)第2条第2項第12号の特定重大事故等対処施設及び第2条第2項11号の重大事故等対処施設のうち所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に係る「美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号発電用原子炉施設の変更)」(平成30年4月20日申請、令和2年4月1日及び令和2年5月22日一部補正)(以下「本申請」という。)のうち、特定重大事故等対処施設の設置に係る事項の内容が、

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第2号の規定(発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。)のうち、技術的能力に係るもの、
- (2) 同項第3号の規定(重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。)、及び、
- (3) 同項第4号の規定(発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)

に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

なお、本申請のうち、所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に係る事項に関する審査結果(原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係るもの)、同項第3号及び同項第4号)は別途取りまとめる。

さらに、本申請の内容が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定(発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。)、同項第2号の規定のうち経理的基礎に係るもの及び同項第5号の規定(同法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)に適合しているかどうかについての審査結果も、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。)
- (2) 同条同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。)
- (3) 同条同項第4号の規定に関する審査においては、設置許可基準規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「設置許可基準規則解釈」という。)

同条同項第4号の規定に関する審査においては、設置許可基準規則解釈において規定される、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「火災防護基準」という。)に適合しているかどうかについても確認した。

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

- (1) 原子力発電所の火山影響評価ガイド(原規技発第13061910号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (2) 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第13061911号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (3) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド(原規技発第13061912号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (4) 原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(原規技発第13061913号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (5) 原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(原規技発第13061914号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (6) 実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061915号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))

- (7) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド（原規技発第 13061918 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））
- (8) 敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（原管地発第 1306191 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「地質ガイド」という。）
- (9) 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（原管地発第 1306192 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））
- (10) 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド（原管地発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「津波ガイド」という。）
- (11) 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド（原管地発第 1306194 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「地盤ガイド」という。）
- (12) 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド（原規技発第 1409177 号（平成 26 年 9 月 17 日原子力規制委員会決定）。以下「審査ガイド」という。）
- (13) 実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価等に関する審査ガイド（原規技発第 1409178 号（平成 26 年 9 月 17 日原子力規制委員会決定）。以下「評価ガイド」という。）
- (14) 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機の特性等（原規技発第 1409181 号（平成 26 年 9 月 18 日原子力規制委員会決定）。以下「非公開ガイド」という。）

3. 本審査書の構成

「Ⅱ 変更の内容」には、本申請における変更内容を示した。

「Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設」には、設置許可基準規則のうち、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設及び所内直流電源設備（3 系統目）を除く。）に適用される規定への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅴ 特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処に係る技術的能力」には、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準のうち特定重大事故等対処施設に適用される規定への適合性に関する審査内容を示した。

「V-1 特定重大事故等対処施設に対する要求事項」には、設置許可基準規則のうち特定重大事故等対処施設に適用される規定への適合性に関する審査内容を示した。また、当該施設が、常設の重大事故等対処施設であり、かつ原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものであることから、設置許可基準規則のうち原子炉格納容器破損防止対策に係る常設重大事故等対処設備に関する規制要求を踏まえ、設置許可基準規則第42条に基づき設置する設備等に関して審査した。

「V-2 特定重大事故等対処に係る技術的能力」には、重大事故等防止技術的能力基準のうち特定重大事故等対処施設に適用される規定への適合性に関する審査内容を示した。また、当該施設が、常設の重大事故等対処施設であり、かつ原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものであることから、重大事故等防止技術的能力基準の規定のうち原子炉格納容器破損防止対策に係る常設重大事故等対処設備に関する規制要求を踏まえ、体制の妥当性に関して審査した。

「V-3 原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認」には、特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性に関する審査内容を示した。

「VI 審査結果」には、規制委員会としての結論を示した。

なお、本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

II 変更の内容

申請者は、本申請において、美浜発電所（以下「本発電所」という。）の敷地内に3号炉の特定重大事故等対処施設を設置するとしている。

また、申請者は、本申請において、津波に対する設計方針を一部変更している。

III 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

このうち、本章においては、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力についての審査結果を記載する。重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力についての審査結果は、「V-2 特定重大事故等対処に係る技術的能力」で記載する。

規制委員会は、申請者の技術的能力を技術的能力指針に沿って審査した。具体的には、本申請が既に運転実績を有する発電用原子炉に関するものであることに鑑み、技術的能力指針の項目を以下のとおり整理して審査を行った。

1. 組織
2. 技術者の確保
3. 経験
4. 品質保証活動体制
5. 技術者に対する教育・訓練
6. 発電用原子炉主任技術者等の選任・配置

規制委員会は、これらの項目について、本申請の内容を確認した結果、以下のとおり技術的能力指針に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 組織

技術的能力指針は、発電用原子炉施設の設計及び工事並びに運転及び保守を実施するために、役割分担が明確化された組織を構築すること又は構築する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 設計及び工事並びに運転及び保守の業務は、美浜発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で定めた業務所掌に基づき実施する。
- (2) 設計及び工事の業務は、原子力事業本部の原子力安全部門、原子力発電部門、原子力技術部門及び土木建築室（以下「原子力関連部門」という。）において実施する。なお、設計及び工事の業務のうち、現地における管理は本発電所の担当課において実施する。
- (3) 運転及び保守の業務は、本発電所の担当課において実施する。重大事故等の非常事態に際しては、本発電所に設置する原子力防災組織（特定重大事故等対処施設を操作する要員（以下「特重施設要員」という。）を含む。）により、運転及び保守の業務を実施する。また、これらの組織は、本店に設置する原子力防災組織とも連携する。

- (4) 特定重大事故等対処施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務については、当該業務に関する情報の取扱者を限定し、情報漏えいの防止策を行うとともに、秘密情報等として管理・保持する。
- (5) 保安規定等の法令上の手続を要するものについては、本店の原子力発電安全委員会において審議し、本発電所で使用する手順については、本発電所の原子力発電安全運営委員会において審議する。

規制委員会は、設計及び工事並びに運転及び保守の業務を実施する原子力関連部門及び本発電所の担当課並びに原子力発電安全委員会及び原子力発電安全運営委員会については、本店と本発電所の役割分担を明確化するとしており、さらに、重大事故等の非常事態に対応するための組織として、原子力防災組織を設置し対応するとしていること、特定重大事故等対処施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務については、当該業務に関する情報の取扱者を限定し、情報漏えいの防止策を行うとともに、秘密情報等として管理・保持することなど、申請者の組織の構築については適切なものであることを確認した。

2. 技術者の確保

技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及び保守を行うための専門知識、技術及び技能を有する技術者を確保すること又は確保する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 原子力関連部門及び本発電所においては、設計及び工事並びに運転及び保守に必要な技術者の人数を確保するとともに、発電用原子炉主任技術者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者等の資格を有する技術者を確保する。
- (2) 設計及び工事に必要な技術者は、業務の各工程において必要な人数を配置する。また、運転及び保守に必要な技術者及び有資格者である技術者についても、業務を実施するために必要な人数を配置する。
- (3) さらに、必要な技術者については、採用、教育及び訓練を行うことにより、今後とも継続的に確保する方針とする。

規制委員会は、原子力関連部門及び本発電所における、技術者数の推移、採用実績、教育実績及び訓練実績により、設計及び工事並びに運転及び保守に必要な技術者及び有資格者である技術者を確保していること、及び、今後とも計画的かつ継続的に採用、教育及び訓練を実施するとしていることなど、申請者における技術者の確保については適切なものであることを確認した。

3. 経 験

技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及び保守に必要な経験として、本申請と同等又は類似の施設の経験を十分に有していること又は経験を蓄積する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 本発電所 3 基、高浜発電所 4 基及び大飯発電所 4 基の建設及び改造を通じた設計及び工事の経験に加えて、約 48 年にわたる運転及び保守の経験を有する。
- (2) また、アクシデントマネジメント対策である代替再循環、代替補機冷却、格納容器内自然対流冷却及び格納容器内注水を可能とするための設備改造を実施した経験を有していることに加えて、平成 23 年 3 月 30 日付け平成 23・03・28 原第 7 号による経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策である空冷式非常用発電装置、電源車、消防ポンプ等の配備を通じた設計及び工事並びに運転及び保守の経験を有する。
- (3) さらに、国内外の関連施設への技術者の派遣、トラブル対応に関する情報の収集及び活用並びに 3 号炉の重大事故等の対策や訓練等の実施により、設計及び工事並びに運転及び保守の経験を蓄積する。

規制委員会は、上記の緊急安全対策も含めたこれまでの設計及び工事並びに運転及び保守の経験に加えて、国内外の関連施設への技術者派遣実績並びにトラブル対応情報の収集及び活用の実績があること、また、今後ともこれらを適切に継続する方針であることなど、申請者の設計及び工事並びに運転及び保守の経験並びに経験を蓄積する方針については適切なものであることを確認した。

4. 品質保証活動体制

技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及び保守を遂行するために必要な品質保証活動を行う体制を構築すること又は構築する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

(1) 社内の体制

- ① 品質保証活動の実施に当たっては、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上することを目的として、安全文化を醸成するための活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを構築するため「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査の

ための組織の技術基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 8 号）」に基づいて原子力発電の安全に係る品質保証規程（以下「品質マニュアル」という。）を定める。

- ② 本店各部門及び本発電所並びに監査部門である本店の経営監査室においては、品質マニュアルに基づき、手順及び記録に関する文書体系を定める。
- ③ 社長は、品質マニュアルに基づく方針を定め、原子力安全の重要性を組織内に周知する。また、実施部門の管理責任者である原子力事業本部長の下、各業務を主管する組織の長は、同方針に基づき各部門における品質保証活動に関する計画を策定、実施、評価及び改善する。
- ④ 監査部門の管理責任者である経営監査室長は、実施部門とは独立した立場で監査を実施する。
- ⑤ 社長は、各管理責任者から品質保証活動に関する報告を受け、その実施状況を踏まえた改善の必要性についてマネジメントレビューを行う。
- ⑥ さらに、品質マネジメントシステムの有効性を維持あるいは向上させるために、実施部門に共通する活動については本店の品質保証会議において審議し、一方、本発電所において実施する活動は原子力発電安全委員会において審議し、それぞれの審議結果を業務へ反映する。

(2) 設計及び工事並びに運転及び保守に関する品質保証活動

- ① 設計及び工事は、各業務を主管する組織の長が、品質マニュアルに従い、その重要度に応じて実施する。調達する場合には、供給者に対して要求事項を明確にするとともに、重要度に応じて管理を行い、試験及び検査等により調達する製品等が要求事項を満足していることを確認する。
- ② 運転及び保守は、各業務を主管する組織の長が、品質マニュアルに従って、個々の業務を計画し、実施する。調達する場合には、設計及び工事と同様に管理、確認する。
- ③ 設計及び工事並びに運転及び保守において不適合が発生した場合、各業務を主管する組織の長は、不適合を除去し、原因を特定した上で是正処置を実施する。調達においては、これらを供給者にも行わせ、各業務を主管する組織の長が確認する。
- ④ 特定重大事故等対処施設の設計及び工事並びに運転及び保守の品質保証活動については、当該活動に関する情報の取扱者を限定し、情報漏えいの防止策を行い、秘密情報等として管理・保持する。

規制委員会は、設計及び工事並びに運転及び保守の業務における品質保証活動については、品質マニュアルを定めた上で、その品質マニュアル等の下で調達管

理を含めた品質保証活動に関する計画、実施、評価、改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築していることなど、申請者の品質保証活動体制の構築については適切なものであることを確認した。

5. 技術者に対する教育・訓練

技術的能力指針は、技術者に対して、専門知識、技術及び技能を維持及び向上させるための教育及び訓練を行う方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 新たに配属された技術者に対しては、原子力発電の基礎知識の習得を図るため、教育及び訓練を実施する。
- (2) 設計及び工事並びに運転及び保守に従事する技術者に対しては、専門知識、技術及び技能の習得を図るため、原子力研修センター及び原子力運転サポートセンターに加え、株式会社原子力発電訓練センター等の国内の原子力関係機関において能力に応じた机上教育及び実技訓練を実施する。
- (3) 教育・訓練は、専門知識、技術及び技能の習得状況に応じて対象者、内容及び時間等に関する実施計画を策定し実施する。
- (4) 原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより想定される重大事故等（以下「特定重大事故等」という。）（※¹）に対応する技術者（特重施設要員を含む。）、事務系社員及び協力会社社員（特重施設要員を含む。）に対しては、各役割に応じて必要な教育及び訓練を実施する。（申請者は、「原子炉補助建屋等」を原子炉格納施設及び原子炉補助建屋からなると定義しており、これは、設置許可基準規則第42条の「原子炉建屋」に相当する。）

規制委員会は、技術者に対しては専門知識、技術及び技能を維持及び向上させるため、教育訓練基準を策定した上で必要な教育及び訓練を実施すること、さらに、事務系職員及び協力会社社員に対しても、特定重大事故等における役割に応じて、教育及び訓練を実施することなど、申請者の技術者等に対する教育及び訓練の方針は適切なものであることを確認した。

6. 原子炉主任技術者等の選任・配置

技術的能力指針は、発電用原子炉主任技術者及び運転責任者をその職務が適切に遂行できるよう配置していること又は配置する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

（※¹） V-3の1.（1）にて想定している状態。

- (1) 発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者の免状を有し、実務経験を有する者から、発電用原子炉ごとに選任する。
- (2) 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行うこととし、発電用原子炉施設の運転に関して必要な指示ができるよう、職務の独立性を確保した上で、本店の保安に関する管理職を配置する。
- (3) 発電用原子炉主任技術者の代行者は、発電用原子炉主任技術者の要件を有する管理職の職位の者から選任する。
- (4) 運転責任者は、規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、当直の責任者である当直課長の職位として配置する。

規制委員会は、発電用原子炉主任技術者については、必要な要件を踏まえた上で選任し、独立性を確保した職位として配置すること、運転責任者については、基準に適合した者の中から選任し、当直課長の職位として配置することなど、申請者の有資格者等の選任及び配置の方針については適切なものであることを確認した。

IV 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設

本章においては、変更申請がなされた内容のうち、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）を除く。以下この章において同じ。）に関して審査した結果を示した。審査の内容は以下のとおりである。

IV-1 津波による損傷の防止（第5条関係）

第5条は、設計基準対象施設について、基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがない設計とすることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

IV-1. 1 基準津波

IV-1. 2 耐津波設計方針

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

IV-1.1 基準津波

申請者は、本申請において、令和2年1月29日付け原規規発第2001293号をもって許可された美浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請（平成31年2月8日申請、令和元年11月14日及び令和元年12月2日一部補正）（以下「既許可申請」という。）における津波による損傷の防止（第5条関係）において策定した基準津波1～基準津波3に対し、を詳細に反映した計算モデルで評価した場合でも、基準津波定義位置における基準津波の評価結果に影響がないことを確認している。

なお、申請者は、本申請において、特定重大事故等対処施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波を、後述する「V-1.3.1 基準津波」において検討し、新たに基準津波4～基準津波6を策定している。

規制委員会は、基準津波について、本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

IV-1.2 耐津波設計方針

申請者は、設計基準対象施設について、既許可申請で示した基本事項のうち
入力津波の設定に関して、

「V-1.3.1 基準津波」で新たに策定した基準津波4～基準津波6の追加に伴って、既許可申請における評価点のうち3号炉放水口前での入力津波高さを T.P.+3.8m から T.P.+3.9m に変更するとしている。また、既許可申請で示した基本事項のうち
入力津波の設定以外の項目、防護対象とする施設の選定方針、津波防護の方針並びに施設又は設備の設計方針については、既許可申請から変更しないとしている。

規制委員会は、申請者が、設計基準対象施設について、入力津波高さの変更に對して既許可申請で示した津波防護の方針及び施設又は設備の設計方針により安全機能が損なわれるおそれがないとしていることから、これらの方針が解釈別記3の規定に適合することを確認した。

IV-2 津波による損傷の防止（第40条関係）

第40条は、重大事故等対処施設が基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とすることを要求している。

申請者は、重大事故等対処施設について、基準津波に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とするため、以下の耐津波設計方針とするとしている。

1. 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置するものについては、「IV-1. 2 耐津波設計方針」で示した方針と同じとする。
2. それ以外の建屋及び区画に設置する緊急時対策所、空冷式非常用発電装置については、基準津波による遡上波を地上部から到達、流入させない設計とするなど、「IV-1. 2 耐津波設計方針」で示した方針に準じた設計とする。

規制委員会は、申請者が、重大事故等対処施設について、「IV-1. 2 耐津波設計方針」で示した方針に準じた耐津波設計により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないとしていることから、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

V 特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処に係る技術的能力

本章においては、申請者の計画が、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準のうち特定重大事故等対処施設に適用される規定に適合しているか否かを審査した。審査内容は以下のとおり。

V-1 特定重大事故等対処施設に対する要求事項

規制委員会は、特定重大事故等対処施設に対し、以下の項目について審査を行った。

- V-1. 1 特定重大事故等対処施設の地盤
- V-1. 2 地震による損傷の防止
- V-1. 3 津波による損傷の防止
- V-1. 4 火災による損傷の防止
- V-1. 5 共通設計方針
- V-1. 6 特定重大事故等対処施設
- V-1. 7 その他

規制委員会は、これらの項目について、本申請の内容を確認した結果、以下のとおり設置許可基準規則に適合するものと判断した。

V-1. 1 特定重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）

第38条は、特定重大事故等対処施設について、第4条第2項の規定により算定する地震力が作用した場合及び基準地震動による地震力が作用した場合においても十分に支持することができる地盤に設けなければならないことを要求している。

また、特定重大事故等対処施設は、変形した場合においても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならないこと、及び変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならないことを要求している。

申請者は、既許可申請で評価した地盤以外に設置する特定重大事故等対処施設として、それを支持・内包する建物・構築物である [] [] を対象に評価を行っている。

規制委員会は、これらの施設を対象に評価を行うことは妥当であると判断し、以下の項目について審査を行った。

1. 地盤の変位
2. 地盤の支持
3. 地盤の変形

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 地盤の変位

第38条において準じて適用する設置許可基準規則解釈別記1（以下「解釈別記1」という。）は、特定重大事故等対処施設を「将来活動する可能性のある断層等」の露頭がないことを確認した地盤に設置することを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設を設置する地盤における断層等の活動性評価について、既許可申請での評価に加え、地表踏査、ボーリング調査等から、評価結果を以下のとおりとしている。

- (1) 当該施設を設置する地盤には、活動性評価の対象となる新たな断層等として、 [] 及び連続性が認められない10か所のその他の破碎部を確認した。

(2) [] は、以下に示す検討結果から、後期更新世以降の活動は認められないと評価した。

- ・ [] の走向傾斜はNE-SW 走向・中角度傾斜であり、既許可申請で後期更新世以降の活動は認められないと評価したC破砕帯と同じ走向傾斜に分類できる。
- ・ 最新面及びその周辺に粘土鉱物が網目状に発達し、最新面が粘土鉱物で充填され不明瞭になっており、最新面を横断する粘土鉱物脈は、変形していない。
- ・ 粘土状破砕部から採取した試料でX線回折法を行った結果、スメクタイト、雲母粘土鉱物及びカオリン鉱物を生成していることから、熱水変質作用を受けていると判断される。薄片を作成したチップを用いて、エレクトロンプローブ・マイクロアナライザー分析（以下「EPMA 分析」という。）を行い、最新ゾーンには分帯が認められないことから、雲母粘土鉱物とスメクタイトは混在していると考えられる。

なお、この熱水変質に関しては、既許可申請において敷地近傍における地質学的な熱史を整理した結果、後期更新世以降の熱水活動はないと判断している。

- ・ 現在の広域応力場から算定される [] の最適すべり角と条線観察結果から得られた条線角度とのミスフィット角は大きいため、現在の広域応力場とは調和しない。

(3) その他の破砕部は、以下に示す検討結果から、後期更新世以降の活動は認められないと評価した。

- ・ 走向傾斜による類型化を行った結果、既許可申請で評価した破砕帯も含めた敷地内で確認した破砕帯に対し、「走向傾斜が類似する破砕部」と「走向傾斜が異なる破砕部」に分類できる。
- ・ 「走向傾斜が類似する破砕部」は、敷地内で確認した破砕帯と同様な性状を示すことを確認した。また、現在の広域応力場から算定される各破砕部の最適すべり角と条線観察結果から得られた条線角度とのミスフィット角は大きいため、現在の広域応力場とは調和しない。
- ・ 「走向傾斜が異なる破砕部」は、薄片観察を行った結果、最新面及びその周辺に粘土鉱物が網目状に発達し、最新面が粘土鉱物で充填され不明瞭になっており、最新面を横断する粘土鉱物は変形していない。破砕部から採取した試料でX線回折法を行った結果、スメクタイト、雲母粘土鉱物及びカオリン鉱物を生成していることから、各破砕部は熱水変質作用を受けていると判断される。EPMA 分析を行った結果、最新ゾーンには分帯が認められないことから、雲母粘土鉱物とスメクタイトは混在して

いると考えられる。また、現在の広域応力場から算定される各破砕部の最適すべり角と条線観察結果から得られた条線角度とのミスフィット角は大きいため、現在の広域応力場とは調和しない。

(4) 以上のことから、当該施設を設置する地盤には、「将来活動する可能性のある断層等」は認められないと評価した。

当初、申請者は破砕帯の活動性について、その他の破砕部については詳細な検討を行わず、新たに確認された[]についてのみ、熱水変質によって生じた鉱物脈が最新面を横断していること及び破砕帯で確認した運動センスから求められる応力場と現在の広域応力場が異なることから、後期更新世以降の活動は認められないと評価していた。また、[]で確認した鉱物脈については粘土鉱物脈と破砕帯の最新面の関係が既許可申請の破砕帯と比較して不明瞭であり、破砕帯の最新活動時期と熱水変質鉱物の生成時期の前後関係を検討する上で十分なものではなかった。

規制委員会は、審査の過程において、[]及びその他の破砕部の活動性評価に関しては、敷地内で確認した既許可申請の破砕帯も含めて走向傾斜で類型化し比較検討すること及び破砕部の構成鉱物の化学的分析結果を踏まえて検討することを求めた。

これに対して、申請者は、既許可申請の破砕帯を含めた破砕帯とその他の破砕部の走向傾斜による類型化を実施し、[]及び8か所のその他の破砕部については、鉱物脈の横断が明瞭な既許可申請で評価した破砕帯に走向傾斜が類似した破砕帯があることを示した。一方、既許可申請で評価した破砕帯と同じ類型のものがなかった2か所のその他の破砕部については、EPMA分析による粘土鉱物脈の分析を行い、粘土鉱物中に雲母粘土鉱物とスメクタイトは混在しており、既許可申請で評価した破砕帯と同様の熱水変質を被っていることを示した。

規制委員会は、特定重大事故等対処施設を設置する地盤の変位については、以下のことから、解釈別記1の規定に適合していること及び地質ガイドを踏まえていることを確認した。

- ・ 評価対象断層の活動性評価において、断層の類型化を適切に行った上で、粘土鉱物脈と断層最新面との関係及び広域応力場を用いた活動性評価を適切に行っていること
- ・ 評価の結果、当該施設を設置する地盤には、「将来活動する可能性のある断層等」が認められないこと

2. 地盤の支持

第38条において準じて適用する解釈別記1は、特定重大事故等対処施設について、耐震重要度分類のSクラスに適用する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設けなければならないこと、さらに、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれ等が発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能が確保されていることを確認することを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設の基礎地盤の支持に係る評価の内容を以下のとおりとしている。

- (1) 当該施設は、耐震重要度分類のSクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。
- (2) []を対象に、基礎地盤の支持力、基礎地盤のすべり及び基礎底面の傾斜に対する安全性を評価した。[]以外の施設については、以下の理由から、評価を[]の評価に代表させた。
 - ・ []付近に位置する[]及び[]については、[]に比べて規模が小さく、かつ[]に近接することから[]の評価に代表させた。
 - ・ なお、[]については、おおむね[C₁]級以上の岩盤内に設置する地下構造物であることから、その地盤は十分な支持性能を有していると評価した。
- (3) 基準地震動による地震力を作用させた動的解析は、[]の配置、施設周辺の地形及び地質・地質構造を考慮し、[]を通り直交する2断面を対象に二次元有限要素法により行った。
- (4) 動的解析に用いる地盤パラメータについては、[]設置位置付近において実施したボーリング調査の結果、物性値が既許可申請の物性値とほぼ同等であると確認したことから、既許可申請で使用した解析用物性値を採用した。マンメイドロック（無筋コンクリート）については、コンクリート標準示方書等に基づき物性値を設定した。解析に当たっては、せん断強度のばらつき、地下水位観測結果、入力地震動の位相の反転についても考慮した。
- (5) 動的解析の結果から得られた[]基礎底面における地震時最大接地圧は、1.58N/mm²が最大であり、[]マンメイドロック（無筋コンクリート）の極限支持力（8.1N/mm²以上）を下回る。
- (6) 動的解析の結果から得られた[]基礎地盤の最小すべり安全率は、評価基準値の1.5を上回る。
- (7) 動的解析の結果から得られた基準地震動による[]基礎底面の最大傾斜は、評価基準値の目安である1/2,000を下回る。

規制委員会は、特定重大事故等対処施設を設置する地盤の支持については、以下のことから、解釈別記1の規定に適合していること及び地盤ガイドを踏まえていることを確認した。

- ・ 当該施設について、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置していること
- ・ 申請者が実施した動的解析の手法、地盤パラメータの設定方法等が適切であり、基準地震動を用いた評価を行った結果、評価基準値又は評価基準値の目安を満足していること

3. 地盤の変形

第38条において準じて適用する解釈別記1は、特定重大事故等対処施設について、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状が生じた場合においてもその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならないことを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設の支持地盤に係る設計方針、地殻変動による傾斜に関する評価を以下のとおりとしている。

- (1) []は無筋コンクリートで構成されるマンメイドロックを介して[C]級以上の岩盤に支持させる。[]は、[C]級以上の岩盤内に位置する地下構造物である。[]付近に位置する[]及び[]は、おおむね[C]級以上の岩盤に支持させる。したがって、これらの構造物が揺すり込み沈下や液状化による不等沈下の影響を受けるおそれはない。
- (2) 地震発生に伴う地殻変動によって生じる[]の支持地盤の傾斜については、敷地内に震源として考慮する活断層が分布していないことを確認していることから、敷地において地殻の広域的な変形による著しい地盤の傾斜が生じることはないが、断層と敷地との距離、断層長さ、断層のずれの方向と敷地の位置関係等を考慮して選定した敷地西方海域に分布するC断層の活動に伴い生じる地盤の傾斜について、Okada (1992) の手法により評価を行った結果、[]の支持地盤の最大傾斜は、評価基準値の目安である1/2,000を下回る。また、基準地震動による傾斜との重畳を考慮した場合においても、1/2,000を下回る。

規制委員会は、特定重大事故等対処施設を設置する地盤の変形については、以下のことから、解釈別記1の規定に適合していること及び地盤ガイドを踏まえていることを確認した。

- ・ 当該施設は、直接又はマンメイドロック（無筋コンクリート）を介して岩盤に支持させることから、揺すり込み沈下や液状化による不等沈下の影響を受けるおそれがないこと
- ・ 地殻変動による傾斜に関する評価が適切であり、評価基準値の目安を満足していること

V-1. 2 地震による損傷の防止（第39条関係）

第39条は、特定重大事故等対処施設について、第4条第2項の規定に基づき算定する地震力に十分に耐えることができ、かつ、基準地震動による地震力及び第4条第3項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して、特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とすることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

1. 耐震設計方針
2. 周辺斜面の安定性

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

なお、申請者は、本申請において、本発電所敷地内で新たに破碎帯等が確認されたが後期更新世以降の活動は認められず、既許可申請で評価した「震源として考慮する活断層」の評価結果に変更はないことから、基準地震動に変更はないとしている。

規制委員会は、本発電所敷地内で新たに確認された破碎帯等について、後期更新世以降の活動が認められないとした評価は、「V-1. 1 特定重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）」の「1. 地盤の変位」と同様の評価方法によって、適切に評価していることから、基準地震動に変更はないと評価していることは妥当と判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 耐震設計方針

第39条は、同条第1項第4号の適用に当たって、設置許可基準規則解釈別記2（以下「解釈別記2」という。）に準ずることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- (1) 機能維持等の方針
- (2) 荷重の組合せと許容限界の設定方針
- (3) 波及的影響に係る設計方針

各項目についての審査内容は以下のとおり。

(1) 機能維持等の方針

第39条は、特定重大事故等対処施設に対して、以下の機能維持等の方針とすることを要求している。

- ① 弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えること及び基準地震動による地震力に対して特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
- ② 設計基準における措置とは性質の異なる対策（多様性）を講じること等によって、基準地震動を一定程度超える地震動に対して頑健性を高めること。
- ③ 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な間接支持構造物等の関連する設備等は、特定重大事故等対処施設に求められる地震力に対してその機能を喪失しないものであること。

申請者は、特定重大事故等対処施設について、耐震重要度分類のSクラスに適用される地震力に対して特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであることなどを目的として、以下のとおり耐震設計を行うとしている。

- ① 特定重大事故等対処施設は、弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐え、かつ、基準地震動による地震力に対して、特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものとする。
- ② 特定重大事故等対処施設及び当該特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な間接支持構造物は、基準地震動を一定程度超える地震動に対して頑健性を高めるため、

③ 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な間接支持構造物は、特定重大事故等対処施設に求められる地震力に対してその機能を喪失しないものとする。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設に適用する地震力に対して特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものとするなどから、機能維持等の方針が第39条に適合していることを確認した。

(2) 荷重の組合せと許容限界の設定方針

第39条において準じて適用する解釈別記2は、特定重大事故等対処施設の建物・構築物及び機器・配管系について、荷重の組合せと許容限界の考え方に對し、以下を満たすことを要求している。

① 建物・構築物

- a. 常時作用している荷重及び通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等時に作用する荷重と基準地震動による地震力との組合せに対する評価において、構築物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していること。
- b. 常時作用している荷重及び通常運転時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時に作用する荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類Sクラスに適用される静的地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とすること。

② 機器・配管系

(※?) 原子炉等規制法第43条の3の9第1項の規定に基づく平成28年10月26日付の認可以降に詳細設計を行い設置するもの。

- a. 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等時に生じる荷重（※³）と、基準地震動による地震力とを組み合わせさせた荷重条件に対して、その施設に要求される機能を保持すること。その評価においては組合せ荷重によって塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、塑性ひずみの量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。

また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持すること。具体的には、実証試験等によって確認されている機能維持加速度等を許容境界とすること。

- b. 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時に生じる荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力とを組み合わせさせた荷重条件に対して、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまること。

上記①及び②それぞれの a. 及び b. において、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重については、次の荷重を考慮すること。

- i) 地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重
- ii) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに基準地震動又は弾性設計用地震動の超過確率を踏まえて考慮すべき事象によって作用する荷重

申請者は、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムは、人為的な事象であり地震との確率論的な組合せの議論は困難であり、また、特定重大事故等が発生した場合においても、特定重大事故等対処施設によって、原子炉格納容器内の圧力を早期に低減するとともに、原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するためにフィルタベント以外の手段によって原子炉格納容器を除熱し、速やかに原子炉格納容器内の圧力を大気圧近傍まで下げる計画であることから、特定重大事故等対処施設に対して特定重大事故等時に生じる荷重と基準地震動又は弾性設計用地震動に相当する地震力との組合せについては考慮しないとしている。

一方で、申請者は、特定重大事故等以外の重大事故等が発生した場合は、特定重大事故等対処施設に対して重大事故等対処施設と同様に、事故時に生じる長期荷重と地震力との組合せを考慮するとしている。

(※³) それぞれの荷重には常時作用している荷重を含む。

以上を踏まえて、次のとおり、建物・構築物及び機器・配管系の荷重の組合せ及び許容限界を設定する方針としている。

① 建物・構築物

a. 基準地震動による地震力に対する荷重の組合せ及び許容限界

基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常的气象条件による荷重）、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等（特定重大事故等を除く。）時に作用する荷重及び設計用自然条件（積雪、風荷重等）とする。

この際、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で特定重大事故等対処施設が待機状態において作用する荷重については、次の荷重を考慮する。

(a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重

(b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに基準地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

当該組合せに対する評価においては、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対して妥当な安全余裕を有することとする。なお、終局耐力は、構造物又は部材・部位に荷重が作用し、その変形が著しく増加して破壊に至る過程での最大の荷重とし、既往の実験式等に基づき定めるものとする。

b. 弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類Sクラスに適用される静的地震力に対する荷重の組合せ及び許容限界

弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類Sクラスに適用される静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常的气象条件による荷重）、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時に作用する荷重及び設計用自然条件（積雪、風荷重等）とする。

この際、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時の状態で特定重大事故等対処施設が待機状態において作用する荷重については、次の荷重を考慮する。

(a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重

(b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに弾性設計用地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

当該組合せに対する評価においては、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

なお、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等（特定重大事故等を除く。）時に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。

② 機器・配管系

a. 特定重大事故等対処施設が待機状態において作用する荷重と地震力との組合せ及び許容限界

i) 基準地震動による地震力に対する荷重の組合せ及び許容限界

基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、設計基準対象施設が通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で、特定重大事故等対処施設が待機状態において作用する荷重及び設計用自然条件（積雪、風荷重等）とする。

この際、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で特定重大事故等対処施設が待機状態において作用する荷重については、次の荷重を考慮する。

(a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重

(b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに基準地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

当該組合せに対する評価においては、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、塑性ひずみの量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の機器等の動的機能要求については、実証試験等によって確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

ii) 弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力に対する荷重の組合せ及び許容限界 弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラス

に適用される静的地震力と組み合わせる荷重は、設計基準対象施設が通常運転時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時の状態で、特定重大事故等対処施設が待機状態において作用する荷重及び設計用自然条件（積雪、風荷重等）とする。

この際、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時の状態で特定重大事故等対処施設が待機状態において作用する荷重については、次の荷重を考慮する。

(a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重

(b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに弾性設計用地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

当該組合せに対する評価においては、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることを許容限界とする。

b. 重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で特定重大事故等対処施設が使用状態において作用する荷重と地震力との組合せ及び許容限界

重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で特定重大事故等対処施設が使用状態において作用する荷重については、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力と組み合わせるに当たって、次の荷重を考慮する。

(a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重

(b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに基準地震動又は弾性設計用地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

なお、継続時間については特定重大事故等対処施設の使用期間及び設置目的並びに対策の成立性も考慮して設定する。

当該組合せに対する評価においては、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、塑性ひずみの量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の機器等の動的機能要求については、実証試験等によって確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

規制委員会は、特定重大事故等対処施設に対する荷重の組合せと許容限界の

設定方針について、申請者が以下のとおりとしていることから、解釈別記2の規定に適合していることを確認した。

- ① 特定重大事故等が発生した場合については、原子炉格納容器内の圧力を大気圧近傍まで低減することから、荷重の組合せについては考慮しないとしていること。
- ② 特定重大事故等以外の重大事故等が発生した場合については、重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)に適用される荷重の組合せ及び許容限界を設定していること。
- ③ 耐震重要度分類Sクラスの弾性設計方針と同等の組合せ荷重及び許容限界を設定していること。

(3) 波及的影響に係る設計方針

第39条において準じて適用する解釈別記2は、特定重大事故等対処施設が、耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の波及的影響によって、特定重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計することを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な間接支持構造物が、耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の波及的影響によって、特定重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計している。

設計に当たっては、以下のとおりとしている。

- ① 敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて、以下に示す4つの影響(視点)について、波及的影響の評価に係る事象を選定する。
 - a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響
 - b. 特定重大事故等対処施設と耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等との接続部における相互影響
 - c. 建屋内における耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の損傷、転倒、落下等による特定重大事故等対処施設への影響
 - d. 建屋外における耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の損傷、転倒、落下等による特定重大事故等対処施設への影響
- ② これら4つの影響(視点)以外に追加すべきものがないかを、原子力発電所の地震被害情報を基に確認し、新たな検討事象が抽出された場合には、その影響(視点)を追加する。
- ③ 各影響(視点)から選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出する。

- ④ 波及的影響の評価に当たっては、特定重大事故等対処施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。また、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、これらの地震力によって影響を及ぼす可能性のある施設・設備を選定し、評価する。
- ⑤ 波及的影響の評価においては、溢水防護及び火災防護の観点からの波及的影響についても確認する。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設について、耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の波及的影響によって、特定重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計することから、波及的影響に係る設計方針が解釈別記2の規定に適合していることを確認した。

2. 周辺斜面の安定性

第39条において準じて適用する解釈別記2は、特定重大事故等対処施設の周辺斜面について、基準地震動による地震力を作用させた安定解析を行い、崩壊のおそれがないことを確認するとともに、崩壊のおそれがある場合には、崩壊によって特定重大事故等対処施設に影響を及ぼすことがないようにすることを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設の周辺斜面の評価について、以下のとおりとしている。

- (1) 安定性評価の対象となる周辺斜面として、既許可申請で評価した地盤以外に設置する特定重大事故等対処施設と周辺斜面との離隔距離及び位置関係を考慮し、周辺斜面を選定した。
- (2) すべり安全率の評価は、周辺斜面の高さ、勾配、すべりの方向を考慮して解析対象断面を選定し、基準地震動による地震力を作用させた動的解析を二次元有限要素法により行った。
- (3) 動的解析に用いる地盤パラメータ及び解析については、「V-1. 1 特定重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）」の「2. 地盤の支持（4）」と同様とした。
- (4) 動的解析の結果から得られた最小すべり安全率は、評価基準値の1.2を上回る。

規制委員会は、特定重大事故等対処施設の周辺斜面については、以下のことから、解釈別記2の規定に適合していること及び地盤ガイドを踏まえていることを確認した。

- ・ 申請者が実施した動的解析の手法、地盤パラメータの設定方法等が適切であり、基準地震動を用いた評価を行った結果、評価基準値を満足していること

V-1. 3 津波による損傷の防止（第40条関係）

第40条は、特定重大事故等対処施設に対して基準津波によって特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを要求している。

具体的には、設置許可基準規則解釈別記3（以下「解釈別記3」という。）に準ずることに加えて、同条解釈2では、設計基準における防護措置とは性質の異なる対策（多様性）を講じること等によって、基準津波を一定程度超える津波に対して頑健性を高めることを要求している。

申請者は、本申請において、特定重大事故等対処施設の配置を踏まえて新たな津波水位評価点を追加し、当該評価点における影響の大きな波源を選定した結果、既許可申請の津波による損傷の防止（第5条関係）において策定した基準津波1～基準津波3に加え、基準津波4～基準津波6を策定している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

V-1. 3. 1 基準津波

1. 地震に伴う津波
2. 地震以外の要因による津波
3. 地震に伴う津波と地震以外の要因による津波の組合せ
4. 基準津波の策定等

V-1. 3. 2 耐津波設計方針

1. 防護対象とする施設の選定方針
2. 基本事項
3. 津波防護の方針
4. 施設又は設備の設計方針
5. 基準津波を一定程度超える津波に対する頑健性の確保

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

V-1.3.1 基準津波

解釈別記3は、基準津波について、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地質構造及び地震活動性等の地震学的見地から想定することが適切なものを策定することを要求している。また、津波の発生要因として、地震のほか、地すべり、斜面崩壊その他の地震以外の要因、及びこれらの組合せによるものを複数選定し、不確かさを考慮して数値解析を実施し、策定することを要求している。

規制委員会は、申請者が実施した津波評価の内容について審査した結果、本申請において、特定重大事故等対処施設への影響の大きな波源を選定する際に、津波の発生要因として、地震のほか、地すべり、斜面崩壊その他の地震以外の要因、及びこれらの組合せによるものを複数選定し、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して数値解析を実施し、適切に策定されていることから、解釈別記3の規定に適合していることを確認した。

1. 地震に伴う津波

解釈別記3は、地震に伴う津波について、プレート間地震、海洋プレート内地震及び海域の活断層による地殻内地震に伴う津波を考慮し、津波の発生要因に係る調査及び波源モデルの設定に必要な調査、敷地周辺に襲来した可能性のある津波に係る調査及び津波の伝播経路に係る調査を行うことを要求している。また、基準津波の策定に当たっては、適切な規模の津波波源を考慮するとともに、不確かさの考慮に当たっては、基準津波の策定に及ぼす影響が大きいと考えられる波源特性の不確かさの要因及びその大きさの程度並びにそれらに係る考え方及び解釈の違いによる不確かさを十分踏まえた上で、適切な手法を用いることを要求している。

申請者は、地震に伴う津波評価について、以下のとおりとしている。

- (1) 既許可申請における評価点に加え、及びを評価点として加え、既許可申請と同様に、評価点に大きな影響を与える波源を選定した。
- (2) 津波に伴う水位変動の評価方法は、既許可申請と同様とし、敷地の形状及び標高については、発電所の竣工図等に特定重大事故等対処施設の設計を反映した。
- (3) の評価点については、
とする方針であることから、
を評価した。
- (4) 敷地周辺の既往津波及び痕跡高についての文献調査の結果については、既

許可申請から変更はない。

- (5) 海域活断層による地震に伴う津波については、既許可申請と同様に、安島岬沖～和布一干飯崎沖～甲楽城断層、ウツロギ峠北方一池河内断層、甲楽城沖断層～浦底断層～池河内断層～柳ヶ瀬山断層、浦底一内池見断層、白木一丹生断層、C断層、大陸棚外縁～B～野坂断層、三方断層、FO-A～FO-B～熊川断層及びF_{GA}3 東部断層の10断層を抽出した。
- (6) 海域活断層及び日本海東縁部の各断層について、土木学会(2016)に基づき、広域応力場、断層の位置、傾斜、走向等を不確かさとして考慮するなど概略数値計算モデルを用いたパラメータスタディを実施し、波源の選定を行った。
- (7) パラメータスタディの検討結果から、水位上昇側については、水位変動量の大きいFO-A～FO-B～熊川断層を詳細数値計算モデルによる検討対象波源として選定した。なお、水位下降側については、いずれの波源も□
□選定しなかった。
- なお、FO-A～FO-B～熊川断層については、「日本海における大規模地震に関する調査検討会(2014)」を踏まえて、すべり角を35°としたケースも考慮した。
- (8) 行政機関が実施している津波シミュレーションのうち、本発電所へ比較的大きな水位変動を与える可能性のある波源モデルとして、福井県が想定した若狭海丘列付近断層及び越前堆列付近断層の波源モデル(2012)並びに秋田県が想定した日本海東縁部の断層の波源モデル(2012)を用いて津波評価を実施した。

規制委員会は、申請者が実施した地震に伴う津波の評価については、波源モデルの設定等に必要な調査を実施するとともに、行政機関が行った津波シミュレーションも適切に反映し、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、不確かさを考慮して海域活断層の特性や位置等から考えられる適切な規模の津波波源を設定して適切な手法で評価を行っていることから、解釈別記3の規定に適合していることを確認した。

2. 地震以外の要因による津波

解釈別記3は、地震以外の要因による津波について、地すべり、斜面崩壊その他の地震以外の要因を考慮し、津波の発生要因に係る調査及び波源モデルの設定に必要な調査、敷地周辺に襲来した可能性のある津波に係る調査及び津波の伝播経路に係る調査を行うことを要求している。また、基準津波の策定に当たっては、

適切な規模の津波波源を考慮するとともに、不確かさの考慮に当たっては、基準津波の策定に及ぼす影響が大きいと考えられる波源特性の不確かさの要因及びその大きさの程度並びにそれらに係る考え方及び解釈の違いによる不確かさを十分踏まえた上で、適切な手法を用いることを要求している。

申請者は、地震以外の要因による津波評価について、以下のとおりとしている。

- (1) 既許可申請と同様に、評価点に大きな影響を与える波源を選定した。
- (2) 海底地すべりについては、既許可申請で評価した隠岐^{おき}トラフ付近に分布する海底地すべり（エリアAのEs-G3（以下「エリアA」という。）、エリアBのEs-K5（以下「エリアB」という。）及びエリアCのEs-T2（以下「エリアC」という。）が詳細数値計算モデルによる検討対象波源として選定される結果に変更はない。
- (3) 陸上地すべりについては、既許可申請で評価した本発電所から半径10km以内の対岸のエリアに認められる陸上地すべり（Lm1, 2）及び越前海岸に認められた陸上地すべりのうち陸上地すべり（Le5）が詳細数値計算モデルによる検討対象波源として選定される結果に変更はない。また、常神^{つねかみ}半島の陸上地すべりのうち、地すべり規模が比較的大きく、かつすべり方向が本発電所と正対する陸上地すべり（Lts7, Lts12, Lts16）を詳細数値計算モデルによる検討対象波源として追加選定した。

当初、申請者は、常神半島の陸上地すべりについては、簡易評価段階においてHuber and Hager (1997) による水位予測式のみを用いた検討を行い、想定される津波水位が陸上地すべり（Lm1, 2）によるものよりも小さいことから波源として選定していなかった。

規制委員会は、審査の過程において、当該陸上地すべりについて、海域活断層による津波の上昇側の水位変動量が最大となるFO-A～FO-B～熊川断層及び評価点との位置関係を踏まえて複数の方法による詳細評価を求めた。

これに対して、申請者は、Grilli and Watts (2005) 及びWatts et al. (2005) による予測式並びに佐竹・加藤 (2002) を参考にした運動学的モデルによる予測方法を用いて詳細計算モデルによる津波評価を実施した結果、陸上地すべりのうち、水位上昇側において最も影響が大きい波源は、常神半島の陸上地すべり（Lts16）となることを示した。

規制委員会は、申請者が実施した地震以外の要因による津波の評価については、波源モデルの設定等に必要となる調査を実施するとともに、不確かさを考慮して波源の特性や位置等から考えられる適切な規模の津波波源を設定して適切な手法で

評価を行っていることから、解釈別記3の規定に適合していることを確認した。

3. 地震に伴う津波と地震以外の要因による津波の組合せ

解釈別記3は、津波発生要因に係る敷地の地学的背景及び津波発生要因の関連性を踏まえ、地震及び地すべり又は斜面崩壊等の組合せについて考慮することを要求している。

申請者は、地震による津波と地震以外の要因による津波の組合せについて、個々の津波計算結果を組み合わせる最も厳しい組合せケースを以下のとおり抽出している。

- (1) 地震に伴う津波及び地震以外の要因による津波の検討結果を踏まえ、地震と海底地すべりの組合せとして「若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり（エリアA、エリアB及びエリアC）」、地震と陸上地すべりの組合せとして「FO-A～FO-B～熊川断層と常神半島陸上地すべり（Lts7、Lts12、Lts16）」を選定し、津波発生要因の組合せに関する検討を実施した。
- (2) 「若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり（エリアA、エリアB及びエリアC）」について、地震動の継続時間の中で海底地すべりの発生時間の不確かさを考慮するとともに、複数の初期水位の予測方法及び海底地すべりの位置の中から、水位上昇側では、津波水位の変動量が最大となるケースを選定し、水位下降側では、ケースを選定した。
- (3) 「FO-A～FO-B～熊川断層と常神半島陸上地すべり（Lts7、Lts12、Lts16）」について、地震動の継続時間の中で陸上地すべりの発生時間の不確かさを考慮するとともに、複数の初期水位の予測方法及び陸上すべりの位置の中から、水位上昇側では、津波水位の変動量が最大となるケースを選定した。なお、水位下降側では、いずれのケースでも
選定しなかった。

規制委員会は、申請者が実施した地震に伴う津波と地震以外の要因による津波の組合せの評価については、敷地の地学的背景及び津波発生要因の関連性を踏まえて波源を適切に組み合わせ、適切な手法で評価を行っていることから、解釈別記3の規定に適合していることを確認した。

4. 基準津波の策定等

解釈別記3は、基準津波の時刻歴波形について、敷地前面海域の海底地形の特徴を踏まえ、時刻歴波形に対して施設からの反射波の影響が微少となるよう、施設から離れた沿岸域における津波を用いることを要求している。また、基準津波による遡上津波は、敷地周辺における津波堆積物等の地質学的証拠及び歴史記録

等から推定される津波高及び浸水域を上回っていること、行政機関により敷地又はその周辺の津波が評価されている場合には、波源設定の考え方及び解析条件の相違点に着目した上で、安全側の評価を実施するとの観点から必要な科学的・技術的知見を基準津波の策定に反映することを要求している。さらに、砂移動の評価に必要な調査を行い、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積に対して取水口及び取水路の通水性が確保できることを要求している。

申請者は、基準津波の策定の内容を以下のとおりとしている。

- (1) 基準津波は、時刻歴波形に対して施設からの反射波の影響が微少となるよう、本発電所敷地南端から西方に約 2 km 離れた海域の水深 50m 地点で定義した。
- (2) 「若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべりの組み合わせ」及び「FO-A～FO-B～熊川断層と常神半島陸上地すべり」について、地震に伴う津波と地震以外の要因による津波の両波源を同一モデル上に組み込んで一体計算を実施した。その結果、「若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり（エリアB）の組み合わせ」を基準津波 4（発生時間のずれ 0 秒）、「若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり（エリアC）の組み合わせ」を基準津波 5（発生時間のずれ 15 秒）、「若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり（エリアC）の組み合わせ」を基準津波 6（発生時間のずれ 75 秒）として策定した。
- (3) 基準津波 4 については基準津波定義位置で最大水位上昇量は +1.92m、最大水位下降量は -1.45m、基準津波 5 については基準津波定義位置で最大水位上昇量は +1.41m、最大水位下降量は -1.30m、基準津波 6 については基準津波定義位置で最大水位上昇量は +1.00m、最大水位下降量は -1.95m である。
- (4) 基準津波の規模が敷地周辺における津波堆積物等から推定される津波の規模を超えていることについては、若狭湾沿岸の津波堆積物調査等の結果、完新世において本発電所の安全性に影響を与えるような津波の痕跡は認められていない。また、評価点における基準津波の水位変動量は、敷地周辺に影響を与えた津波である 1983 年日本海中部地震津波及び 1993 年北海道南西沖地震津波による本発電所における水位変動量を上回る。
- (5) 行政機関による既往評価との比較として、策定した基準津波は、福井県が想定した波源モデルに海底地すべりによる津波を組み合わせたものであり、福井県や他の行政機関の既往評価より厳しい想定である。
- (6) 基準津波に伴う砂移動の数値計算では、海底土質調査等から砂の粒径、密度等を設定し、藤井ほか（1998）及び高橋ほか（1999）の方法を用いて砂の堆積厚を評価し、に支障が生じないことを確認し

た。

規制委員会は、本申請による基準津波は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して、適切な位置で適切に時刻歴波形として策定されていること、基準津波による津波高さは、敷地周辺の津波堆積物調査結果及び行政機関が行った津波評価を上回っていること、また、基準津波による水位変動に伴う砂移動の評価が適切に行われていることから、解釈別記3の規定に適合していることを確認した。

なお、申請者は、基準津波定義位置における基準津波による水位上昇側の年超過確率は 10^{-4} ～ 10^{-7} 程度、水位下降側の年超過確率は 10^{-4} ～ 10^{-6} 程度としている。

V-1. 3. 2 耐津波設計方針

1. 防護対象とする施設の選定方針

第40条において準じて適用する解釈別記3は、特定重大事故等対処施設に対して基準津波によって特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を特定重大事故等対処施設に係る津波防護対象設備として選定する方針としている。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設に係る津波防護対象設備として、特定重大事故等対処施設、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を選定することとしており、この方針が解釈別記3の規定に適合していることを確認した。

2. 基本事項

(1) 敷地及び敷地周辺における地形と施設の配置

津波ガイドは、耐津波設計の前提条件に関する基本事項として、敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等について、以下の事項についてそれぞれを網羅的に示すこととしている。これらの事項は、遡上域及び浸水域の評価並びに漂流物の評価において必要な情報である。

- ① 敷地及び敷地周辺における地形、標高並びに敷地周辺における河川の存在

- ② 敷地における施設の位置、形状等
- ③ 敷地周辺における人工構造物等の位置、形状等

申請者は、敷地及び敷地周辺の地形、施設の配置等について、「IV-1. 2 耐津波設計方針」で示した内容に加え、図面等を用いて以下のように示している。

- ①
- ②
- ③

規制委員会は、申請者が、耐津波設計の前提条件として必要な事項である敷地及び敷地周辺の地形、施設の配置等について図面等を用いて網羅的に示しており、これらの事項が津波ガイドを踏まえていることを確認した。

(2) 基準津波による敷地周辺の遡上域及び浸水域

第40条において準じて適用する解釈別記3は、遡上域及び浸水域の評価に当たって、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、沿岸域の海底地形、津波の侵入角度、伝播経路上の人工構造物等を考慮した遡上解析を実施して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討することを要求している。また、地震時の変状（地盤の液状化）又は津波襲来時の洗掘と堆積を起因とする地形及び河川流路の変化が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討することを要求している。

申請者は、「IV-1. 2 耐津波設計方針」で示した内容に加え、
遡上解析を実施するとしている。

規制委員会は、申請者が、遡上解析について、「IV-1. 2 耐津波設計方針」で示した内容に加え、
敷地への遡上の可能性を検討するとしており、これらの方

針が解釈別記3の規定に適合していること及び津波ガイドを踏まえていることを確認した。

(3) 入力津波の設定

第40条において準じて適用する解釈別記3は、基準津波の波源からの数値解析により、各施設、設備等の設置位置において算定される水位変動の時刻歴波形を入力津波として設定することを要求している。また、入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面振動の励起を適切に評価し考慮することを要求している。

申請者は、「IV-1.2 耐津波設計方針」で示した内容に加え、
入力津波を設定している。

規制委員会は、申請者が、入力津波の設定について、「IV-1.2 耐津波設計方針」で示した内容に加え、
設定することとしており、これらの方針が解釈別記3の規定に適合していること及び津波ガイドを踏まえていることを確認した。

(4) 津波防護の方針設定に当たっての考慮事項(水位変動、地殻変動)

第40条において準じて適用する解釈別記3は、津波防護施設及び浸水防止設備の設計に当たって、潮汐に加え高潮等の要因による水位変動も考慮して保守的な評価を実施することを要求している。また、地震に伴う広域的な地殻変動による敷地の隆起又は沈降を考慮して保守的な評価を実施することを要求している。

申請者は、津波防護施設及び浸水防止設備の設計
に当たっての考慮事項である水位変動及び地殻変動について、「IV-1.2 耐津波設計方針」で示した内容と同じとしている。

規制委員会は、水位変動及び地殻変動について、申請者が、「IV-1.2 津波設計方針」で示した内容と同じとしており、この方針が解釈別記3の規定に適合していること及び津波ガイドを踏まえていることを確認した。

3. 津波防護の方針

(1) 津波防護の基本方針

津波ガイドは、津波防護の基本方針が敷地の特性に応じたものであること、また、津波防護の概要を敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等に明示するこ

とを示している。

申請者は、津波防護の基本方針について、「IV-1.2 耐津波設計方針」で示した方針と同じとしている。

規制委員会は、申請者が、津波防護の基本方針について、「IV-1.2 耐津波設計方針」で示した方針と同じとしていることから、この方針が津波ガイドを踏まえていることを確認した。

(2) 敷地への浸水防止（外郭防護1）

① 遡上波の地上部からの到達、流入の防止

第40条において準じて適用する解釈別記3は、特定重大事故等対処施設を内包する建屋及び屋外に設置する特定重大事故等対処施設を、基準津波による遡上波の到達しない十分高い場所に設置することを要求している。また、到達する高さにある場合には、津波防護施設、浸水防止設備を設置することを要求している。

申請者は、遡上波の地上部からの到達、流入を防止するため、
「IV-1.2 耐津波設計方針」で示した方針と同じとし、以下の方針を示している。

- a.
- b.

規制委員会は、申請者が、遡上波の地上部からの到達、流入について、
「IV-1.2 耐津波設計方針」で示した方針と同じとしていること、

としており、これらの方針が解釈別記3の規定に適合していること及び津波ガイドを踏まえていることを確認した。

[Redacted text block]

② 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止

第40条において準じて適用する解釈別記3は、取水路、放水路等の経路から特定重大事故等対処施設を内包する建屋及び区画への津波の流入の可能性について検討した上で、流入経路を特定し、それらに対して対策を施すことにより、津波の流入を防止することを要求している。

申請者は、[Redacted]「IV-1.2 耐津波設計方針」で示した方針と同じとし、[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]としている。

規制委員会は、申請者が、[Redacted]「IV-1.2 耐津波設計方針」で示した方針と同じとしていること、[Redacted]
[Redacted]取水路、放水路等の開口部から特定重大事故等対処施設を内包する建屋及び区画へ津波が流入する可能性を検討し、[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]としており、これらの方針が解釈別記3の規定に適合していること及び津波ガイドを踏まえていることを確認した。

(3) 漏水による特定重大事故等対処施設への影響防止（外郭防護2）

第40条において準じて適用する解釈別記3は、取水設備及び放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水施設、放水施設、地下部等における漏水の可能性を検討し、漏水の継続による浸水の範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに、漏水箇所から浸水想定範囲内への経路を特定し、それらに対して浸水対策を施すことにより、浸水範囲を限定することを要求している。

申請者は、「IV-1.2 耐津波設計方針」で示した方針と同じとし、

としている。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設への漏水による影響を防止するため、「IV-1.2 耐津波設計方針」で示した方針と同じとしていること、

としており、これらの方針が解釈別記3の規定に適合していること及び津波ガイドを踏まえていることを確認した。

(4) 特定重大事故等対処施設の隔離（内郭防護）

第40条において準じて適用する解釈別記3は、特定重大事故等対処施設を内包する建屋及び区画について、浸水防護重点化範囲として明確化することを要求している。また、津波の流入による浸水範囲及び浸水量（※⁴）を保守的に想定した上で、耐震性の低い配管等の破断箇所から浸水防護重点化範囲への流入経路を特定し、それらに対して流入防止の対策を施すことにより、特定重大事故等対処施設が津波による影響を受けない設計とすることを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設を内包する建屋及び区画については、「IV-1.2 耐津波設計方針」で示した方針と同じとし、特定重大事故等対処施設を内包する建屋及び区画については、以下のとおり、浸水防護重点化範囲として設定した上で、津波の流入防止対策を施す方針としている。

① 浸水防護重点化範囲の設定

津波に対する浸水防護重点化範囲として、
を設定する。

② 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

浸水防護重点化範囲のうち、

（※⁴）屋内の海水を内包する耐震性の低い配管等が地震により破断することによって、当該箇所から内部保有水、津波による海水等が溢水し、特定重大事故等対処施設を内包する建屋及び区画に流入することを考慮した浸水範囲及び浸水量。

[]
[]
[]とする。

規制委員会は、申請者が、[]特定重大事故等対処施設を内包する建屋及び区画については、「IV-1.2 耐津波設計方針」で示した方針と同じとしていること、[]
[]特定重大事故等対処施設を内包する建屋及び区画については、
[]浸水防護重点化範囲としていること、浸水防護重点化範囲への流入防止対策を施すことにより、特定重大事故等対処施設が津波等による影響を受けない設計とすることから、これらの方針が解釈別記3の規定に適合していること及び津波ガイドを踏まえていることを確認した。

(5) []による特定重大事故等対処施設への影響防止

① []

第40条において準じて適用する解釈別記3は、[]
[]ことを要求している。

申請者は、[]について、以下の方針としている。

a. []
[]
[]
[]
[]

b. []
[]
[]
[]
[]

規制委員会は、申請者が、
[redacted]
[redacted]
[redacted]としており、この方針が解釈別記3の規定に
適合していること及び津波ガイドを踏まえていることを確認した。

② [redacted]
[redacted]
第40条において準じて適用する解釈別記3は、
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]ことを要求している。
申請者は、
[redacted]
[redacted]
[redacted]について、以下のとおり
としている。

a. [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

b. [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

c. [redacted]
[redacted]
[redacted]

ア. [redacted]

[redacted]

イ. [redacted]

[Redacted]

ウ. [Redacted]

規制委員会は、申請者が、 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]としており、これらの方針が解
釈別記3の規定に適合していること及び津波ガイドを踏まえているこ
とを確認した。

(6) 津波監視

津波ガイドは、津波監視設備を設置して敷地への津波の繰り返しの襲来を察
知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保することを示している。

申請者は、 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]としている。

規制委員会は、申請者が、津波監視について、 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]から、これらの方針が津波ガイ
ドを踏まえていることを確認した。
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted text block]

- (2) [Redacted text block]

具体的な設計方針は以下のとおり。

- (1) [Redacted text block]

- (2) [Redacted text block]

- (3) [Redacted text block]

- (4) [Redacted text block]

- ① [Redacted text block]
- ② [Redacted text block]

- (5) [Redacted text block]

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設について、 [Redacted text block]

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted] 基準津波を一定程度超える津波に対して
頑健性を高める設計方針とすることから、これらの方針が設置許可基準規則解釈
の規定に適合していることを確認した。
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

V-1.4 火災による損傷の防止（第41条関係）

第41条は、特定重大事故等対処施設について、火災により特定重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものとするを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

1. 火災区域及び火災区画の設定
2. 火災防護計画を策定するための方針
3. 火災の発生防止に係る設計方針
4. 火災の感知及び消火に係る設計方針
5. 特定の火災区域又は火災区画における対策の設計方針

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、火災防護基準にのっとり、第41条に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 火災区域及び火災区画の設定

火災防護基準は、火災の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じるために、火災区域を設定し必要に応じて火災区域内に

火災区画を設定することを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設を構成する設備を設置する屋内の火災区域について、耐火壁により他の区域と分離されている区域を、特定重大事故等対処施設を構成する設備とその他の発電用原子炉施設の配置を考慮して設定している。また、屋外の火災区域は、他の区域と分離し、火災区域外への延焼防止を考慮した設定ととしている。

さらに、火災区画は、特定重大事故等対処施設を構成する設備とその他の発電用原子炉施設の配置及び壁の配置を考慮して、屋内に設定する火災区域を分割し設定としている。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設を構成する設備を設置する場所を火災区域として設定し、必要に応じて火災区域内に火災区画を設定する方針としており、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

2. 火災防護計画を策定するための方針

火災防護基準は、火災防護対策を実施するために必要な手順、機器及び体制等を定める火災防護計画を策定することを要求している。

申請者は、火災防護対策を適切に実施するための火災防護計画を定めとしている。

規制委員会は、申請者が、以下の内容を含む火災防護計画を策定する方針としており、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

- (1) 発電用原子炉施設全体を対象とする計画であること。
- (2) 火災防護対策及び計画を実施するために必要な手順、防護するための機器、組織体制を定めること。
- (3) 特定重大事故等対処施設を構成する設備を火災から防護するため、火災の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれの目的を達成するための火災防護対策について定めること。

3. 火災の発生防止に係る設計方針

火災防護基準は、発電用原子炉施設に対して、火災の発生を防止するための対策を講じること、安全機能を有する機器等に対して、不燃性材料又は難燃性材料、難燃ケーブルを使用すること、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に対して、自然現象によって火災が発生しないように対策を講じることを要求している。特定重大事故等対処施設に対する火災による損傷の防止については、「安全機能を有する機器等」を「特定重大事故等対処施設を構成する設備」と読み替え

て準用する。(以下V-1.4において同じ。)

(1) 特定重大事故等対処施設における火災の発生防止

申請者は、以下のとおり対策を講じている。

- ① 火災区域に、発火性又は引火性物質を内包する設備を設置する場合、発火性又は引火性物質の漏えいやその拡大の防止、配置上の考慮、換気、防爆及び貯蔵を考慮する。
- ② 可燃性の蒸気が滞留するおそれがある火災区域においては、換気により可燃性の蒸気を滞留させない。
- ③ 火災区域には、可燃性の微粉を発生する設備を設置しない。
- ④ 水素を内包する設備を設置する火災区域においては、換気及び漏えい検知等の対策を図る。
- ⑤ 放射線分解等により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じる。
- ⑥ 発電用原子炉施設には、火花を発生する設備等発火源となる設備を設置しない。
- ⑦ 発電用原子炉施設には、電気系統の過電流による過熱や焼損の防止の対策を図る。
- ⑧ 機器等の支持構造物のうち、主要な構造材には不燃性材料を使用する。
- ⑨ 変圧器及び遮断器は可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する。
- ⑩ 難燃ケーブルは、実証試験により自己消火性及び延焼性を確認したケーブルを使用する。
- ⑪ 換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き不燃性材料又は難燃性材料を使用する。
- ⑫ 保温材は、金属等の不燃性材料を使用する。
- ⑬ 建屋内装材は、不燃性材料を使用する。

規制委員会は、申請者による特定重大事故等対処施設を構成する設備における火災の発生防止に係る設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

ただし、難燃ケーブルとすべきケーブルのうち、それ単体では延焼を確実に防止できないものは、電線管外部からの空気の供給防止のため、両端を難燃性の耐熱シール材で処置した専用の電線管に敷設するなどの措置により、十分な保安水準が確保されることを確認した。

(2) 自然現象による特定重大事故等対処施設における火災の発生防止

申請者は、特定重大事故等対処施設を構成する設備を十分な支持性能をもつ地盤に設置し、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止すること、耐震設計に当たっては、設置許可基準規則解釈に従って設計すること、特定重大事故等対処施設を構成する設備を設置する建屋等について、落雷等の自然現象による火災の発生防止対策を講じる設計とするとしている。

規制委員会は、申請者の設計が、自然現象により特定重大事故等対処施設を構成する設備における火災の発生を防止する方針としており、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

以上のとおり、規制委員会は、申請者による火災の発生防止に係る設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

4. 火災の感知及び消火に係る設計方針

火災防護基準は、火災感知設備及び消火設備について、早期の火災感知及び消火を行える設計とすることを要求している。また、これらの火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象に対して機能及び性能を維持すること、消火設備の破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、安全機能を有する機器等の安全機能が損なわれないよう消火設備を設計することを要求している。

(1) 火災感知設備

申請者は、火災感知設備について、以下の設計方針としている。

- ① 火災区域又は火災区画における環境条件や想定される火災の性質を考慮して設置する。
- ② 早期に火災を感知するため、煙感知器、熱感知器の組合せを基本として異なる種類の感知器を組み合わせて設置するとともに、火災の発生場所を特定することができるものとする。
- ③ 感知器の誤作動を防止するため、平常時の状況の温度や煙の濃度を監視し、急激な温度上昇や煙の濃度上昇を把握することができるアナログ式の火災感知器を使用する。
また、熱感知器は周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、煙感知器は蒸気等が充満する場所に設置しない。
- ④ 全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるよう蓄電池を設置する。
- ⑤ 火災感知設備の作動状況が監視できるものとする。

- ⑥ []は水で満たされており、[]は可燃物を置かず発火源のない設計とすることから、火災が発生するおそれはないため、[]には、火災感知器を設置しない。

規制委員会は、申請者による火災感知設備の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

ただし、一部の火災区域又は火災区画の火災感知器については、火災防護基準が求めるアナログ式の火災感知器を設置すると、誤作動しやすくなるなど火災感知器として有効に機能しない場合がある。そのような火災区域又は火災区画には、環境を考慮し、以下の a.、b. 又は c. の火災感知器を設置することにより十分な保安水準が確保されることを確認した。

- a. 引火性又は発火性の雰囲気を形成するおそれのある場所では、火災感知器の作動時の爆発を防止するため、アナログ式でない防爆型の火災感知器を設置する。例えば、水素の発生のおそれがある原子炉格納容器内の一部とタンク内部の燃料の気化のおそれがある [] [] については防爆型のものを採用する。
- b. 屋外エリア等、火災による煙が周囲に拡散し煙感知器による火災感知が困難な場所では、アナログ式でない炎感知器を設置する。アナログ式でない炎感知器は、炎特有の性質を検知することで誤作動が少ない赤外線方式のものを採用する。屋外に設置する場合は、太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型のものを採用する。また、屋内に設置する場合は、外光が当たらず高温物体が近傍にない箇所に設置する。例えば、[] 屋上の [] [] においては、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない炎感知器を採用する。
- c. 放射線が高い場所は放射線の影響により火災感知器の故障が想定されるため、アナログ式でない火災感知器を設置する。

(2) 消火設備

申請者は、消火設備について、以下の設計方針としている。

① 煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備の設計方針

特定重大事故等対処施設を構成する設備を設置する火災区域又は火災区画には、火災時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難とな

る場合、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置する。

ただし、火災が発生しても煙が大気に放出され充満するおそれがない火災区域、可燃物の設置状況等により煙が充満しにくい火災区域若しくは火災区画、又は、要員が常駐し早期の消火活動が可能である火災区域若しくは火災区画においては、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置せず、消火器等で消火する。

例えば、屋上のは、火災が発生しても煙が大気に放出され消火活動が困難とならないため、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置しない。

なお、は水で満たされており、
は可燃物を置かず発火源のない設計とすることから、火災が発生するおそれはないため、消火設備は設置しない。

② 消火用水供給系の多重性又は多様性の確保

消火用水供給系は、多重性又は多様性を有する設計とする。所内用水系と共用する場合には、隔離等の運用により、消火用水の供給を優先する設計とする。

③ 火災に対する二次的影響の考慮

煙等による二次的な影響が、火災が発生していない特定重大事故等対処施設を構成する設備に及ばない設計とする。

④ 消火設備の電源確保

動作に電源が必要な消火設備は、全交流動力電源喪失時においても消火が可能となるように、蓄電池を有したものとする。

ただし、消火水ポンプ及び格納容器スプレ設備は、全交流動力電源喪失時においても消火が可能となるように、ディーゼル発電機の代替である空冷式非常用発電装置から受電する設計とする。

⑤ その他

上記①から④に加えて、以下の対策を講じる。

- a. 消火剤及び消火水の確保
- b. 移動式消火設備の配備
- c. 消火設備の故障警報を発するための吹鳴機能の確保
- d. 全ての火災区域又は火災区画の消火活動を可能とするための消火栓の配置

- e. 固定式ガス消火設備の作動前における退出警報を発するのための吹鳴機能の確保
- f. 管理区域内での消火活動を行うことにより、管理区域内から放射性物質を含むおそれがある排水の流出防止
- g. 消火活動を行うために必要となる照明の設置

規制委員会は、申請者による消火設備の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

(3) 地震等の自然現象の考慮

申請者は、火災感知設備及び消火設備等について、凍結、風水害及び地震時における地盤変位等を以下のとおり考慮するとしている。

- ① 外気温度が約 0℃まで低下した場合、凍結を防止するために、屋外の消火栓を微開し、通水する運用とする。また、屋外の火災感知設備は-10℃の環境下でも使用可能なものとする。
- ② 消火設備は、風水害により性能が阻害されないよう、流れ込む水の影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。
- ③ 特定重大事故等対処施設を構成する設備を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、基準地震動 S_s による地震力に対して機能を維持できる設計とする。
- ④ 消火配管は、地盤変位による影響を直接受けないように建屋接続部に溶接継手を採用し、地上又はトレンチ内に設置する。消火配管接続口を建屋の外部に設置する。
- ⑤ 火災区域又は火災区画に設置される耐震Bクラス及びCクラス機器において基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合であっても、特定重大事故等に対処するために必要な機能が維持される設計とする。

規制委員会は、申請者の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

(4) 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による特定重大事故等対処施設への影響

申請者は、消火設備の放水等による溢水に対して、特定重大事故等に対処するために必要な機能への影響を考慮した設計とするとしている。スプリンクラーは破損、単一の誤動作又は誤操作で誤放水しない設計としている。

また、水以外を用いる消火設備として、ハロゲン化物消火剤及びエアロゾル

化した炭酸水素カリウム等を用いることとしている。これらは電気絶縁性が大きく揮発性も高いことから、消火設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤が放出されても、電気及び機械設備に影響を与えないとしている。

規制委員会は、申請者の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

以上のことから、規制委員会は、申請者による火災感知設備及び消火設備の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

5. 特定の火災区域又は火災区画における対策の設計方針

火災防護基準は、上記1. から4. までの項目に加え、安全機能を有する機器等それぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講じた設計とすることを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 電気室は、電源供給や機器状態の計測制御を行う目的のみに使用し、電気盤のみを設置する設計とする。
- (2) 蓄電池室には、蓄電池のみを設置し直流開閉装置やインバータは設置しない設計とする。蓄電池室の換気空調設備は、水素ガスの排気に必要な換気量以上となるように設計するとともに、当該設備が停止した場合には、緊急時制御室に警報を発する機能を有する設計とする。
- (3) ポンプ室には、煙を排気できる可搬式の排風機を設置できる設計とする。
- (4) 緊急時制御室を含む火災区画の換気空調設備には、防火ダンパを設置する設計とする。また、緊急時制御室の床面には、防火性を有するカーペットを使用する設計とする。

規制委員会は、申請者による特定の火災区域又は火災区画における火災防護対策の設計が火災防護基準の規定にのっとり適切なものであり、特定重大事故等対処施設を構成する設備それぞれの特徴を考慮した対策を講じていることを確認した。

V-1.5 共通設計方針（第43条第1項及び第2項関係）

第43条は、特定重大事故等対処施設を構成する設備全般に対して、共通事項として以下の項目を要求している。

[Redacted]

2. 操作性

特定重大事故等が発生した場合においても、特定重大事故等対処施設を構成する設備の操作を確実なものとするため、特定重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。

3. 試験及び検査

特定重大事故等対処施設を構成する設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査ができる設計とする。

発電用原子炉の運転中に待機状態にある設備は、発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼさない限りにおいて、運転中に定期的に試験又は検査ができる設計とする。

また、多重性又は多様性を備えた系統及び機器については、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。

4. 切替えの容易性

特定重大事故等対処施設を構成する設備のうち、本来の用途以外の用途として特定重大事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要がある設備は、速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。

5. 他の設備に対する悪影響防止

特定重大事故等対処施設を構成する設備は、発電用原子炉施設内の他の設備（設計基準対象施設及び重大事故等対処設備（当該特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。））に対して、弁の閉止等によって悪影響を及ぼさない設計とする。

[Redacted]

6. 現場の作業環境

特定重大事故等対処施設を構成する設備の設置場所は、特定重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、遮蔽の設置や離隔により放射線量

V-1.6 特定重大事故等対処施設（第42条関係）

第42条は、工場等に特定重大事故等対処施設を設けることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- V-1.6.1 特定重大事故等対処施設の設置
- V-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室
- V-1.6.3 外部支援が受けられるまでの間、使用できる設計

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、第42条に適合するものと判断した。

V-1.6.1 特定重大事故等対処施設の設置（第42条第1号関係）

第42条第1号は、特定重大事故等対処施設が、特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであることを要求している。

想定する特定重大事故等については、様々な想定事象を含む厳しい事象である大型航空機の衝突で代表する。

また、設置許可基準規則解釈第42条2は、特定重大事故等対処施設について、少なくとも第38条第1項第4号、第39条第1項第4号及び第40条の要求事項を満たす施設は一の施設でなければならないと要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- 1. 大型航空機の特性の設定
- 2. 衝突箇所及び大型航空機衝突影響評価の対象範囲の設定
- 3. 特定重大事故等対処施設の大型航空機衝突影響評価を踏まえた設計方針
- 4. 特定重大事故等対処施設は地盤、地震による損傷の防止、津波による損傷の防止の要求事項を満たす一の施設

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、第42条第1号及び設置許可基準規則解釈第42条2に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 大型航空機の特性の設定

大型航空機衝突影響評価を実施するためには、衝突を想定する大型航空機の特性を設定することが必要である。審査ガイド等は、大型航空機の特性として、大

型航空機の機種、進入経路、進入速度及び燃料の積載量を設定することを示している。

申請者は、大型航空機衝突影響評価において必要となる大型航空機の特徴を以下のとおり設定している。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

規制委員会は、申請者による大型航空機の特徴の設定が、審査ガイド等を踏まえており適切なものであることを確認した。

2. 衝突箇所及び大型航空機衝突影響評価の対象範囲の設定

大型航空機衝突影響評価を行うためには、1. の設定を踏まえて、衝突箇所及び大型航空機衝突影響評価の対象範囲を設定する必要がある。審査ガイド等において、衝突箇所については、山地形等を考慮して適切に設定すること、大型航空機衝突影響評価の対象範囲については、「必要な離隔距離」を確保できない建屋、施設及び設備とすることを示している。

申請者は、大型航空機の衝突影響を考慮すべき対象を、全ての特定重大事故等対処施設に係る建屋、施設及び設備としている。原子炉補助建屋等及び特定重大事故等対処施設について、大型航空機により同時又は連続的に衝突する箇所を以下のとおり設定する方針としている。

- (1)

- [Redacted]
- [Redacted]
- (2) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- (3) [Redacted]
- [Redacted]
- (4) [Redacted]

規制委員会は、申請者が審査ガイド等を踏まえ、大型航空機が原子炉補助建屋等及び特定重大事故等対処施設を同時又は連続的に衝突する範囲をそれぞれ設定していることを確認した。また、審査ガイド等を踏まえ、大型航空機衝突影響評価の対象として評価対象建屋等及び評価対象設備を設定していることを確認した。

3. 特定重大事故等対処施設の大型航空機衝突影響評価を踏まえた設計方針

特定重大事故等対処施設を構成する設備は、特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。このため、原子炉補助建屋等に対して必要な離隔距離を確保すること、又は大型航空機の衝突に対して頑健な建屋に収納することが必要である。必要な離隔距離が確保できない場合は、大型航空機衝突影響評価を実施し建屋の頑健性を確認する必要がある。大型航空機衝突影響評価については、審査ガイド等において、評価対象建屋等に対して構造評価を行うこと及び評価対象設備に対して機能評価を行うことを示している。

申請者は、特定重大事故等対処施設を特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないようにするため、以下のとおり設計としている。

(1) 原子炉補助建屋等に対して必要な離隔距離を確保した設計

- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

[Redacted text block]

(2) 大型航空機の衝突に対して頑健性を有する設計

[Redacted text block]

大型航空機衝突時の構造評価及び機能評価の具体的な内容については、以下のとおり。

① 大型航空機衝突時における評価対象建屋等の構造評価

構造評価として、評価対象建屋等に対して局部的損傷と全体的損傷の評価を実施する。

a. 局部的損傷の評価

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

b. 全体的損傷の評価

[Redacted]

② 大型航空機衝突時における評価対象設備の機能評価

大型航空機が衝突することにより、評価対象設備の必要な機能が損なわれない設計とするため評価を実施する。

a. 波及的な物理的損傷の評価

[Redacted]

b. 航空機衝突による衝撃破損に対する評価

[Redacted]

c. 火災損傷の評価

[Redacted]

d. 溢水による影響評価

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設について、審査ガイド等を踏まえ、原子炉補助建屋等に対して必要な離隔距離を確保した設計を基本とするとして、特定重大事故等対処施設を構成する設備を収納する建屋及び施設について大型航空機の衝突に対して頑健性を有する設計とすることなどを確認した。

4. 特定重大事故等対処施設は地盤、地震による損傷の防止、津波による損傷の防止の要求事項を満たす一の施設

設置許可基準規則解釈第42条2は、特定重大事故等対処施設について、少なくとも第38条第1項第4号、第39条第1項第4号及び第40条の要求事項を満たす施設は一の施設でなければならないと要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設について、第38条第1項第4号、第39条第1項第4号及び第40条の要求事項を一の施設で満たす設計ととしている。申請内容及び審査内容は、「V-1. 1 特定重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）」、「V-1. 2 地震による損傷の防止（第39条関係）」及び「V-1. 3 津波による損傷の防止（第40条関係）」に記載のとおりである。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設は地盤、地震による損傷の防止、津波による損傷の防止の要求事項を満たす一の施設とする方針について、設置許可基準規則解釈第42条2にのっとり適切なものであることを確認した。

V-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）

第42条第2号は、特定重大事故等時に原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備を要求している。具体的には、設置許可基準規則解釈第42条3において、以下を要求している。

1. 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備
2. 緊急時制御室
3. 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）との多重性等

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、第42条第2号に適合するものと判断した。

なお、特定重大事故等時に原子炉格納容器の破損を防止するための機能に必要な手順及び当該機能を制御する緊急時制御室に必要な手順については、後述する「V-2. 2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）（重大事故等防止技術的能力基準2.2項関係）」にて、その妥当性を確認する。また、特定重大事故等時に必要となる機能（緊急時制御室を含む。）及び当該機能等に必要な体制の有効性については、後述する「V-3 原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認」にて確認する。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備

第42条第2号は、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備として、以下の機能を有する設備を要求している。

- (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能
- (2) 原子炉内の熔融炉心の冷却機能
- (3) 原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却機能
- (4) 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能
- (5) 原子炉格納容器の過圧破損防止機能
- (6) 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能
- (7) サポート機能
 - (7)-1 電源設備
 - (7)-2 計装設備
 - (7)-3 通信連絡設備
- (8) 上記設備の関連機能（※⁷）

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備に係る設計方針について、以下のとおり確認した結果、第42条第2号に適合するとともに、設置許可基準規則第三章の「重大事故等対処施設」のうち関連する要求事項を踏まえており、適切な設計方針であることを確認した。なお、(8)については、(1)から(7)の各機能を有する設備に係る設計方針にて確認した。

（※⁷）減圧弁や配管等を指す。

(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能

本機能に対しては、第46条を踏まえると、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する発電用原子炉の減圧操作機能が喪失した場合においても原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための操作に必要な設備を設置することが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能を有する設備を設計としている。

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥

規制委員会は、申請者による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能を有する設備に係る設計方針が、第46条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(2) 原子炉内の溶融炉心の冷却機能

本機能に対しては、第47条を踏まえると、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉内の溶融炉心を冷却するために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉内の溶融炉心の冷却機能を有する設備を設計している。

①

②

③

規制委員会は、申請者による原子炉内の溶融炉心の冷却機能を有する設備に係る設計方針が、第47条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(3) 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能

本機能に対しては、第51条を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能を有する設備を設計している。

①

②

[Redacted]

③ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

④ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

⑤ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能を有する設備に係る設計方針が、第51条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(4) 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能

本機能に対しては、第49条第2項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能を有する設備を設計している。

① [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

② [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

③ [Redacted]
[Redacted]

④

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能を有する設備に係る設計方針が、第49条第2項を踏まえており適切なものであることを確認した。

(5) 原子炉格納容器の過圧破損防止機能

本機能に対しては、第50条を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉格納容器の過圧破損防止機能を有する設備を設計するとしている。

①
②
③
④
⑤

-
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩
- ⑪
- ⑫
- ⑬

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器の過圧破損防止機能を有する設備に係る設計方針が、第50条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(6) 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能

本機能に対しては、第52条を踏まえると、水素爆発(※⁹)による原子炉格納容器の破損を防止する必要がある場合には、そのために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能を有する設備を設計している。

- ①
- ②
- ③
- ④

規制委員会は、申請者による水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能を有する設備に係る設計方針が、第52条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(7) サポート機能

(7) - 1. 電源設備

電源設備に対して、設置許可基準規則解釈第42条3(g)は、可搬型代替電源設備及び常設代替電源設備のいずれからも接続できることを要求している。また、第57条を踏まえると、特定重大事故等が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備に電力を確保するために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、電源設備を設計している。

- ①
- ②

(※⁹) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器内における水素による爆発

- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦

規制委員会は、申請者による電源設備に係る設計方針が、設置許可基準規則解釈第42条3（g）にのっとっているとともに、第57条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(7) - 2. 計装設備

計装設備に対して、設置許可基準規則解釈第42条3（a）vii. は、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備のサポート機能として、計装設備を設置することを要求している。計装設備は、特定重大事故等が発生した場合の状況を把握し、原子炉格納容器の破損を防止するための対策を講じるために必要である。また、第58条を踏まえると、特定重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により特定重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、計装設備を設計している。

- ①

- ②
- ③

規制委員会は、申請者による計装設備に係る設計方針が、設置許可基準規則解釈第42条3(a) vii. にのっとっているとともに、第58条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(7) - 3. 通信連絡設備

通信連絡設備に対して、設置許可基準規則解釈第42条3(f)は、緊急時制御室に整備され、原子炉制御室及び工場等内緊急時対策所その他の必要な場所との通信連絡を行えるものであることを要求している。また、第62条を踏まえると、特定重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、通信連絡設備を設計するとしている。

- ①
- ②
- ③
- ④

規制委員会は、申請者による通信連絡設備に係る設計方針が、設置許可基準規則解釈第42条3(f) にのっとっているとともに、第62条を踏まえており適切なものであることを確認した。

2. 緊急時制御室

設置許可基準規則解釈第42条3(b)は、上記1. の機能を制御する緊急時制御室を設けること、同条3(d)は、特定重大事故等により重大事故等対処設

備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）による原子炉格納容器破損防止対策が有効に機能しなかった場合には、原子炉制御室から移動し緊急時制御室において対処することを想定し、緊急時制御室の居住性を確保することを要求している。また、第59条及び第61条を踏まえると、緊急時制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることが必要である。さらに、第61条を踏まえると、緊急時制御室は、特定重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものである必要がある。

申請者は、特定重大事故等対処施設を構成する設備を制御するため、以下のとおり、緊急時制御室を設けるとともに、居住性を確保する設計としている。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(7) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(8) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

規制委員会は、申請者による緊急時制御室に係る設計方針が、設置許可基準規則解釈第42条3(b)及び同条3(d)にのっとっているとともに、第59条及び第61条を踏まえており適切なものであることを確認した。

3. 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）との多重性等

設置許可基準規則解釈第42条3(c)は、上記1.の機能を有する設備について、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）に対して、可能な限り、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることを要求している。

設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）との多重性等に対する設計方針については、「V-1.5 共通設計方針（第43条第1項及び第2項関係）9.」において記載のとおりであり、規制委員会は、設置許可基準規則解釈第42条3(c)にのっとり、適切なものであることを確認した。

V-1.6.3 外部支援が受けられるまでの間、使用できる設計（第42条第3号関係）

第42条第3号は、特定重大事故等対処施設が、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであり、少なくとも7日間、必要な設備が機能するに十分な容量を有する設計とすることを要求している。また、非公開ガイドは、

[Redacted]

[Redacted]

ことを示している。

申請者は、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの7日間、特定重大事故等対処施設の機能を維持できるよう、特定重大事故等対処施設内に必要な燃料等を確保する設計としている。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設内に貯蔵する燃料等により、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの少なくとも7日間、特定重大事故等対処施設を使用できるようにする設計としていることから、審査ガイド等を踏まえた設計方針として適切なものであり、第42条第3号に適合するものと判断した。

V-1.7 その他

上記の要求事項以外に「発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（第7条関係）」及び「安全避難通路等（第11条関係）」に対しては、既許可申請から変更がないことを確認した。

V-2 特定重大事故等対処に係る技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力があることを要求しており、その審査基準は、重大事故等防止技術的能力基準である。

重大事故等防止技術的能力基準1.0項は、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制として、重大事故等に対処するための体制に対する共通の事項を要求している。また、同基準2.2項は、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制として、重大事故等に対処するための体制に対する固有の事項を要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

V-2.1 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）

V-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）

規制委員会は、これらの項目について、本申請の内容を確認した結果、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準1.0項及び2.2項に適合するものと判断した。

V—2.1 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）

（重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項関係）

重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項は、重大事故等に対処するための体制に対して要求される共通の事項であることから、特定重大事故等への対策においても、必要な手順や、全社的な体制の整備などの基盤的な要求事項を満たす体制を整備するとともに、それらを保安規定等において規定する方針であることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

1. 特定重大事故等対処施設に関する手順等に係る共通事項
2. 復旧作業
3. 支援
4. 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項に適合するものと判断した。

なお、必要な体制に対する固有の要求に対する審査については、「V—2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）」において記載する。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

8

1. 特定重大事故等対処施設に関する手順等に係る共通事項

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項（1）にのっとりたものであることを確認した。

（1）切替えの容易性

特定重大事故等に対処するための系統構成を速やかに整えられるよう必要な手順等を整備するとともに、これを確実に実行できるよう訓練を実施する方針であること。

（2）アクセスルートの確保

- ① 特定重大事故等が発生した場合において、プラント全体の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路ができる限り確保できるよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する方針であること。
- ② 障害物を除去可能なブルドーザ及び油圧ショベルを保管し、それらを運転できる要員を確保する等、実効性のある運用管理を行う方針であること。

2. 復旧作業

規制委員会は、申請者の計画が、「V-1. 6. 1 特定重大事故等対処施設の設置（第42条第1号関係）3.（1）及び（2）」及び「V-1. 5 共通設計方針（第43条第1項及び第2項関係）1.」に記載する設計方針により、特定重大事故等対処施設の復旧作業の必要がないことから、重大事故等防止技術的能力基準1. 0項（2）に係る体制を整備することはしないとしていることを確認した。

3. 支援

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準1. 0項（3）にのっとったものであることを確認した。

- （1）発電所内においてあらかじめ用意された特定重大事故等対処施設を使用するために必要な燃料等、緊急時制御室内にとどまり対応するために必要な飲料及び食料等により、特重施設要員が事故発生後7日間は事故収束対応を維持できる方針であること。
- （2）プラントメーカ、協力会社、建設会社、燃料供給会社、他の原子力事業者等関係機関と協議及び合意の上、外部支援計画を定める方針であること。
- （3）本発電所は、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等により、事象発生後6日間までに支援を受けられる計画であること。

4. 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備

（1）手順書の整備

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準1. 0項（4）解釈1にのっとったものであることを確認した。

① 情報の収集及び判断基準

特定重大事故等が発生し、が機能喪失する過酷な状態において、発電用原子炉施設の状態の把握及び特定重大事故等への対策（以下V-2. 1において「対策」という。）の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、手順書にまとめる方針であること。

なお、対策の適切な判断を行うための個別手順の判断基準は、「V-2. 2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）」に記載する。

② 判断に迷う操作等の判断基準の明確化

原子炉格納容器の破損を防ぐために優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確にした手順書を整備する方針であること。

なお、優先すべき操作等の個別手順の判断基準は、「V-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）」で記載する。

③ 財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針

- a. 財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長があらかじめ方針を示すこと。
- b. 原子力防災管理者及び当直課長がちゅうちょせず指示できるよう、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を緊急時対策本部が使用する手順書及び運転員が使用する手順書に整備する方針であること。
- c. 特重施設要員がちゅうちょせずに操作できるよう、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を特重施設要員が使用する手順書に整備する方針であること。
- d. 発電所対策本部長が、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針にしたがった判断を実施すること、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を緊急時対策本部が使用する手順書に整備する方針であること。

④ 手順書の構成及び手順書相互間の移行基準の明確化

- a. 事故の進展状況に応じて実効的な対策を実施するための特重施設要員用、運転員用及び緊急時対策本部用の手順書を整備する方針であること。
- b. 運転員及び特重施設要員が使用する運転手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間の移行基準を明確にする方針であること。

⑤ 状態の監視及び事象進展の予測に係る手順書の整備

- a. 特定重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定し、手順書に明記する方針であること。
- b. 対策実施時におけるパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目、監視パラメータ等を手順書に整理する方針であること。
- c. 後述する「V-3 原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認」にて整理した有効な情報を、特重施設要員及び緊急時対策本部が使用

する手順書に整理する方針であること。

⑥ 前兆事象の確認を踏まえた事前の対応手順の整備

- a. 原子炉補助建屋等への大型航空機の衝突その他のテロリズムの前兆事象を把握できるか、それにより特定重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、特定重大事故等対処施設の機能の維持及び事故の緩和対策をあらかじめ検討する方針であること。
- b. 前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する方針であること。
- c. 特定重大事故等が発生した場合又は発生するおそれがあると原子力防災管理者又は当直課長が判断した場合、原則として発電用原子炉の停止・冷却操作を行う手順を整備する方針であること。

(2) 訓練の実施

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準1. 0項(4)解釈2にのっとったものであることを確認した。

① 教育及び訓練の実施方針

- a. 特定重大事故等発生時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図る教育及び訓練を実施する方針であること。
- b. 各要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、力量を付与された要員を必要人数配置する方針であること。

② 知識ベースの理解向上に資する教育及び総合的な訓練等の実施

- a. 要員の役割に応じて特定重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を行う方針であること。
- b. 対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を定期的実施する方針であること。

③ 保守訓練の実施

普段から原子力研修センターでの分解点検等の実習や保守点検活動を実施することにより、特定重大事故等対処施設等について熟知する方針であること。

④ 高線量下等を想定した訓練の実施

高線量下、夜間、悪天候等を想定した事故時対応訓練を実施する方針であること。

⑤ マニュアル等を即時利用可能とするための準備

特定重大事故等対処施設及び資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及びマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う方針であること。

(3) 体制の整備

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準1.0項(4)解釈3にのっとったものであることを確認した。

① 役割分担及び責任者の明確化

- a. 対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の役割分担、責任者等を定める方針であること。
- b. 実施組織及び支援組織については、作業班により構成し、各班には専門性及び経験を考慮した要員を配置する方針であること。
- c. 指揮命令系統を明確にし、効果的な対策を実施し得る体制を整備する方針であること。

② 実施組織の構成

対策を実施する実施組織を、

- a. 運転員等及び特重施設要員により事故拡大防止のための措置を実施する班等
- b. 応急対策の立案、実施を行う班
により構成し、必要な役割分担を行い対策が円滑に実施できる体制を整備する方針であること。

③ 複数号炉の同時被災への対応

- a. 複数号炉において同時に特定重大事故等が発生した場合において、号炉ごとに指名した指揮者の指示のもと、情報収集や対策の検討を行い、特定重大事故等対処施設内の特重施設要員により対策を実施する方針であること。
- b. 必要な要員を発電所内及び発電所近傍に常時確保し、複数号炉において同時に特定重大事故等が発生した場合においても対応できる体

制とする方針であること。

④ 支援組織の構成

- a. 発電所対策本部に支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織、実施組織が対策に専念できる環境を整える運営支援組織を設ける方針であること。
- b. 技術支援組織は、事故状況の把握・評価、事故時影響緩和操作の検討等を行う班、放射線・放射能の測定、被ばく管理、拡大防止措置等を行う班により構成すること。
- c. 運営支援組織は、発電所対策本部の設営・運営、連絡・通信手段の確保等を行う班、報道機関等の対応を行う班、情報受理・伝達等を行う班により構成すること。

⑤ 対策本部の設置及び要員の招集

- a. 原子力防災管理者を本部長とする発電所対策本部を設置し、その中に実施組織及び支援組織を設置する方針であること。
- b. 勤務時間外、休日（夜間）において特定重大事故等が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合においては、発電所内に、発電所緊急時対策本部要員（以下「緊急時対策本部要員」という。）4名、運転員12名、緊急安全対策要員33名及び特重施設要員名の合計名を常時確保する方針であること。さらに、事象発生後6時間以内を目途に緊急時対策本部要員5名を召集し、合計名を確保する方針であること。
- c. 勤務時間外、休日（夜間）を含めて必要な要員を非常召集できるよう、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、定期的に連絡訓練を実施する方針であること。
- d. 通常運転時において、所定の特重施設要員及び重大事故等対策要員に欠員が生じた場合の対応に備えた特重施設要員及び重大事故等対策要員の体制に係る管理を行う方針であること。また、特重施設要員及び重大事故等対策要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する方針であること。

⑥ 各班の役割分担及び責任者の明確化

対策の実施組織及び支援組織について、上記4.(3)②項及び4.(3)

④項に示す各班の機能を明確にするとともに、各班に責任者である班長及びその代行者として副班長を配置する方針であること。

⑦ 指揮命令系統及び代行者の明確化

発電所対策本部における指揮命令系統を明確にすること、指揮者等が欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ定め、指揮者等を必ず確保する方針であること。

⑧ 実効的に活動するための設備等の整備

- a. 実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するため、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための通信連絡設備を備えた緊急時対策所を整備する方針であること。
- b. 中央制御室、緊急時対策所、緊急時制御室及び現場との連携を図るため、通信連絡設備を整備する方針であること。

⑨ 発電所内外への情報提供

原子炉施設の状態及び対策の実施状況について、発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるよう、通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行うことができる体制を整備する方針であること。

V-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制(固有)

(重大事故等防止技術的能力基準 2. 2 項関係)

重大事故等防止技術的能力基準 2. 2 項は、特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制が適切に整備されること又は整備される方針が適切に示されることを要求している。

具体的には、工場等において故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、工場等外部からの支援が受けられるまでの間、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するため、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制を整備する方針であることを要求している。特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備においては、特定重大事故等に対処するために必要となる手順、具体的な判断基準及び優先順位が適切に整備されることが必要である。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

1. 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制

2. 工場等外部からの支援を受けるまでの間に必要な体制

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、重大事故等防止技術的能力基準 2. 2 項に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制

特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制の整備においては、特定重大事故等に対処するために必要となる手順、具体的な判断基準及び優先順位（以下 V-2. 2 において「手順等」という。）が適切に整備されることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- (1) 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な準備操作に係る手順等
- (2) 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る手順等
- (3) 原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するために必要な手順等

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、申請者が、重大事故等防止技術的能力基準 2. 2 項を踏まえ、特定重大事故等に対処するために必要となる手順等を整備する方針であることを確認した。

なお、具体的な特定重大事故等に対処するために必要な体制における共通事項に対する審査については、「V-2. 1 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）」で記載した。

(1) 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な準備操作に係る手順等

特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な準備操作に係る体制の整備においては、特定重大事故等に対して、特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な準備操作に係る手順等が適切に整備されることが必要である。

申請者は、重大事故等防止技術的能力基準 2. 2 項を踏まえた

における準備操作の手順等を以下のとおり整備する。

① における準備操作に係る手順等

a.

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

b. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

c. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

d. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

② [Redacted]における準備操作に係る手順等

a. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

b. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

c. [Redacted]

[Redacted]

d. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

e. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

上記1.(1)②a.からe.の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

f. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

規制委員会は、申請者による特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な準備操作に係る手順等を整備する方針が、重大事故等防止技術的能力基準2. 2項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

(2) 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る手順等

特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る体制の整備においては、特定重大事故等に対して、特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る手順等が適切に整備されることが必要である。

具体的には、「V-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）」で確認した特定重大事故等対処施設を構成する設備に係る必要な機能を維持するための体制について、重大事故等防止技術的能力基準のうち、関連する要求事項を踏まえた手順等が適切に整備されることが必要である。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- ① 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に必要となる手順等
- ② 原子炉内の溶融炉心の冷却機能に必要となる手順等
- ③ 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能に必要となる手順等
- ④ 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に必要となる手順等
- ⑤ 原子炉格納容器の過圧破損防止機能に必要となる手順等
- ⑥ サポート機能に必要となる手順等
 - ⑥-1 電源設備に対して必要となる手順等
 - ⑥-2 計装設備に対して必要となる手順等
 - ⑥-3 通信連絡設備に対して必要となる手順等
- ⑦ 緊急時制御室の居住性確保等に必要となる手順等

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、申請者による特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る手順等を整備する方針が、重大事故等防止技術的能力基準1. 3項、1. 4項、1. 6項、1. 7項、1. 8項、1. 14項、1. 15項、1. 16項、1. 18項及び1. 19項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

なお、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能として

[]に加えて、原子炉格納容器内水素の状態監視は、重大事故等防止技術的能力基準 1. 15 項を踏まえた手順等として整備することから、重大事故等防止技術的能力基準 1. 9 項を踏まえた手順等は整備しない方針であることを確認した。

① 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に必要な手順等
(設置許可基準規則解釈第 42 条 3 (a) i. 関連)

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準 1. 3 項を踏まえると、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「V-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第 42 条第 2 号関係）1. (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能」に必要な手順等として、以下のとおり、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な手順等を整備するとしている。

- a. []
[]
[]
- b. []
[]
[]
- c. []
- d. []
[]
[]
- e. []
[]
[]
- f. []
[]

上記 (2) ① a. から f. の一連の手順に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

- g. []
[]

h.

規制委員会は、申請者による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に必要となる手順等を整備する方針が、重大事故等防止技術的能力基準 1. 3 項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

② 炉内の溶融炉心の冷却機能に必要となる手順等（設置許可基準規則解釈第 42 条 3 (a) ii. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準 1. 4 項及び 1. 8 項解釈 1 (2) を踏まえると、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、炉心を冷却し、原子炉格納容器下部への落下を遅延させるために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「V-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第 4 2 条第 2 号関係） 1. (2) 原子炉内の溶融炉心の冷却機能」に必要な手順等として、以下のとおり、炉心を冷却し、原子炉格納容器下部への落下を遅延させるために必要な手順等を整備している。

a.
b.
c.
d.

[Redacted]

e. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

f. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

g. [Redacted]
[Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉内の溶融炉心の冷却機能に必要となる手順等を整備する方針が、重大事故等防止技術的能力基準 1. 4 項及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 8 項解釈 1 (2) を踏まえており、適切なものであることを確認した。

③ 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能に必要となる手順等（設置許可基準規則解釈第 42 条 3 (a) iii. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準 1. 8 項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「V-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第 4 2 条第 2 号関係） 1. (3) 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能」に必要な手順等として、以下のとおり、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するために必要な手順等を整備している。

a. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

b. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

c. [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]

d. [Redacted]
 [Redacted]

e. [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]

f. [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]

g. [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]

上記(2)③a. から g. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

h. [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能に必要な手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1. 8項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

④ 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に必要な手順等（設置許可基準規則解釈第42条3(a)iv. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1. 6項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「V-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1. (4) 格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能」に必要な手順等として、[Redacted]により原子

炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順等を整備するとしている。具体的な手順等は前記の「③原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却機能に必要な手順等」と同じとしている。

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に必要な手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1.6項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑤ 原子炉格納容器の過圧破損防止機能に必要な手順等（設置許可基準規則解釈第42条3(a)v. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1.7項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「V-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1.(5) 原子炉格納容器の過圧破損防止機能」に必要な手順等として、以下のとおり、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順等を整備する。

a.

b.

c.

d.

e.

[Redacted]

[Redacted]

f. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

g. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

h. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

上記(2)⑥a. から h. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

i. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

j. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器の過圧破損防止機能に必要な手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準 1. 7 項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑥ サポート機能に必要な手順等(設置許可基準規則解釈第 42 条 3 (a) vii. 関連)

⑥-1 電源設備に対して必要となる手順等

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準 1. 14 項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、必要な電力を確保するために必要な手順等を整備するこ

とが必要である。

申請者は、「V-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1.（7）サポート機能」のうち、電源設備に対する必要な手順として、以下のとおり、原子炉格納容器破損を防止するために必要な特定重大事故等対処施設を構成する設備へ電力を供給するための電源設備の手順等を整備するとしている。

なお、下記手順等のうち、「a.」から「c.」については、「V-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）（重大事故等防止技術的能力基準2.2項関係）1.（1）② における準備操作に係る手順等」の一部として実施するとしている。

- a.
- b.
- c.
- d.
- e.

規制委員会は、申請者による電源設備に対して必要となる手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1.14項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑥-2 計装設備に対して必要となる手順等

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1.15項を踏まえると、特定重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により特定重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推

定するために有効な情報を把握するために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「V-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1.（7）サポート機能」のうち、計装設備に対する必要な手順として、以下のとおり、プラント状態の把握及び特定重大事故等対処施設を構成する設備の監視に使用するパラメータ（以下「特重パラメータ」という。）を計測する計器に係る手順等を整備している。

- a.
- b.
- c.

上記⑥-2a. から c. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

- d.

規制委員会は、申請者による計装設備に対して必要となる手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1. 15項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑥-3 通信連絡設備に対して必要となる手順等

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1. 19項を踏まえると、特定重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「V-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1.（7）サポート機能」のうち、通信連絡設備に対する必要な手順等として、以下のとおり、計測等を行った特に重要なパラメータの必要な場所における共有、必要な指示の伝達及び操作結

果の報告等を行うため、発電所内外の必要のある場所と通信連絡を行う手順等を整備している。

- a.
- b.
- c.
- d.

規制委員会は、申請者による通信連絡設備に対して必要となる手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1. 19項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑦ 緊急時制御室の居住性確保等に必要となる手順等（設置許可基準規則解釈第42条3(d)関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1. 16項及び1. 18項を踏まえると、特定重大事故等に対処するため、緊急時制御室に必要な数の要員がとどまるために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「V-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）2. 緊急時制御室」に必要な手順等として、以下のとおり、特定重大事故等対処施設内の が緊急時制御室にとどまって特定重大事故等に対処するための居住性の確保及び の収容に係る手順等を整備している。

なお、下記手順等のうち、「a.」及び「b.」については、「V-2. 2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）（重大事故等防止技術的能力基準2. 2項関係）1. (1)② における準備操作に係る手順等」の一部として実施している。

- a.

[Redacted]

[Redacted]

b. [Redacted]

[Redacted]

c. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

d. [Redacted]

[Redacted]

e. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

f. [Redacted]

[Redacted]

上記⑦a. から f. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

g. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

h. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

i. [Redacted]

[Redacted]

j. [Redacted]

[Redacted]

k.

規制委員会は、申請者による緊急時制御室の居住性等の確保に必要なとなる手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1. 16項及び1. 18項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

(3) 原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するために必要な手順等

原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するためにフィルタベント以外の手段により原子炉格納容器を除熱し、速やかに原子炉格納容器内圧力を大気圧近傍まで下げることが必要である。

申請者は、重大事故等防止技術的能力基準2. 2項を踏まえた原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するために必要な手順等を以下のとおり整備している。

- ①
- ②
- ③

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持させるために必要な手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準2. 2項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

2. 工場等外部からの支援を受けるまでの間に必要な体制

重大事故等防止技術的能力基準2. 2項は、特定重大事故等に対処するため、工場等外部からの支援が受けられるまでの間、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制を整備する方針であることを要求している。

申請者は、「V-2. 1 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）（重大事故等防止技術的能力基準1. 0項関係）3. 支援」に記載のと

おり、外部支援を受けるまでの間に必要な手順等を整備することから、規制委員会は、申請者による外部支援を受けるまでの間に必要な体制を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準2. 2項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

V-3 原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認

第42条第2号は、特定重大事故等対処施設について「原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること」を要求している。このため、「V-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）」において確認した特定重大事故等に対処するために必要な機能及び「V-2. 2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）（重大事故等防止技術的能力基準2. 2項関係）」において確認した特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制による原子炉格納容器の破損を防止する対策に有効性があるかを確認する必要がある。

審査においては、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるプラント状態を想定した上で、原子炉格納容器の破損を防止する観点から厳しいシーケンス（以下「評価事故シーケンス」という。）を選定し、これに対して原子炉格納容器の破損及び放射性物質が異常な水準で敷地外へ放出されることを防止する対策に有効性があるかを確認する。

特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認するに当たっては、設置許可基準規則解釈第37条2-3(a)から(i)に規定された以下の評価項目を概ね満足するかを確認した。

- (a) 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力又は限界圧力を下回ること。
- (b) 原子炉格納容器バウンダリにかかる温度が最高使用温度又は限界温度を下回ること。
- (c) 放射性物質の総放出量は、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものであること。
- (d) 原子炉圧力容器の破損までに原子炉冷却材圧力は2.0MPa[gage]以下に低減されていること。
- (e) 急速な原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用による熱的・機械的荷重によって原子炉格納容器バウンダリの機能が喪失しないこと。
- (f) 原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること。
- (g) 可燃性ガスの蓄積、燃焼が生じた場合においても、(a)の要件を満足すること。
- (h) 原子炉格納容器の床上に落下した熔融炉心が床面を拡張し原子炉格納容器バ

- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧

[Redacted content for items 2-8 and subsequent lines]

(2) プラント状態の特徴及びその対策

申請者は、特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認するためのプラント状態の特徴及びその対策を以下のとおりとしている。

① プラント状態の特徴

[Redacted content for item 1]

[Redacted text block]

② 対策の考え方

[Redacted text block]

③ 初期の対策

[Redacted text block]

④ 安定状態に向けた対策

(3) 解析手法及び結果、不確かさの影響評価

① 解析手法

申請者は、特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認するために、評価事故シーケンス及び解析コードの選定、解析条件の設定を以下のとおりとしている。

a. 評価事故シーケンス

b. 解析コード

原子炉格納容器における区画内や区画間の流動、構造材との熱伝達、格納容器スプレイ冷却、加圧器における冷却材放出（臨界流、差圧流）などの現象を評価することが可能な、原子炉系、原子炉格納容器系の熱水力モデルを備え、かつ、炉心損傷後のシビアアクシデント特有の熔融炉心挙動に関するモデルを有するコードとしてMAAPを用いる。

c. 事故条件

d. 機器条件

e. 操作条件

[Redacted text block]

f. Cs-137 の環境への放出シナリオ

[Redacted text block]

② 解析結果

申請者による事象進展解析の結果は、以下のとおりである。

a. [Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

b. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

c. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

d. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

e. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

f. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

g. [Redacted]

[Redacted]

上記 a. から g. より、解析結果は原子炉格納容器破損防止対策の評価項目 (a) から (g) 及び (i) を満足している。

③ 不確かさの影響評価

申請者が行った解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価は、以下のとおりである。

a. 解析コードにおける不確かさの影響

MAAP を用いて原子炉格納容器圧力・温度を解析した場合、HDR 実験解析等の検証結果より、原子炉格納容器圧力については 1 割程度高めに、原子炉格納容器温度については十数℃高めに評価する傾向があることから、実際の原子炉格納容器圧力・温度は低めとなるため、評価項目となるパラメータに対する余裕は大きくなる。このことから、MAAP は原子炉格納容器圧力・温度に対して保守的な（厳しい）結果を与える。

b. 解析条件の不確かさの影響

[Redacted]

[Redacted]

c. 対策の実施への影響

(4) 必要な要員及び燃料等

申請者は、本評価事故シーケンスにおける原子炉格納容器破損防止対策に必要な要員及び燃料等を以下のとおりとしている。

①	
②	

2. 特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認結果

規制委員会は、本評価事故シーケンスに対して申請者が特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策として計画している原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作、原子炉内の熔融炉心の冷却、原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減及び原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却のための対策が、事象進展の特徴を捉えたものであると判断した。

また、上記の対策を講じた後、原子炉格納容器を安定状態へ導くために、除熱を確立させ過圧破損を防止する対策及び水素爆発による破損を防止する対策が整備されていることを確認した。さらに、規制委員会は、対策に必要な要員及び燃料等についても、申請者の計画が十分なものであることを確認した。

本評価事故シーケンスにおいて、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作、原子炉内の熔融炉心の冷却、原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減、原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却、原子炉格納容器の過圧破損防止及び水素爆発による原子炉格納容器の破損防止のための対策を講じた場合に対する申請者の解析結果は、原子炉格納容器から環境に放出される Cs-137 の放出量については、7日間で約 7.5TBq と評価され 100TBq を下回ることなど、原子炉格納容器破損防止対策の評価項目(a)から(g)及び(i)を満足している。さらに申請者が使用した解析コード、解析条件の不確かさを考慮しても、評価項目(a)から(g)及び(i)を概ね満足しているという判断は変わらないことを確認した。

なお、申請者が行った解析では、特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認する観点から、原子炉格納容器外の原子炉格納容器の破損防止に係る設備（特定重大事故等対処施設を構成するもの及び特定重大事故等対処施設により対処するための準備操作に関連する設備を除く。）等が機能喪失する厳しいプラント状態を想定しているが、実際の事故対策に当たっては、これらの設備等の一部においては機能維持の可能性もあることから、これらが有する機能も重要な原子炉格納容器破損防止対策となり得る。

「1. (1) 特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認するためのプラント状態」で示したように、特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認するためのプラント状態に基づく評価事故シーケンスにおいてその有効性を確認したことにより、本対策が原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより想定されるプラント状態に対して有効であると判断できる。

以上のとおり、規制委員会は、上記の確認及び判断により、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより想定されるプラント状態に対して、申請者が計画している特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策は有効性があることを確認した。

VI 審査結果

関西電力株式会社が提出した本申請のうち特定重大事故等対処施設の設置に係る事項（平成30年4月20日申請、令和2年4月1日及び令和2年5月22日一部補正）を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に適合しているものと認められる。

なお、本件申請に係る美浜発電所について、規制委員会は、平成31年度第4回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は11km³程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラ（DKP）とDNPが一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模のDNPは火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定し、上記のとおり認定した事実に基づけば、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不相当であり、設置許可基準規則第6条第1項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づき基本設計ないし基本的設計方針を変更すべき旨、令和元年6月19日に関西電力株式会社に命じたところである。関西電力株式会社からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

規制委員会は、（i）平成31年度第4回原子力規制委員会において判断したとおり、大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえ、上記のとおり認定したDNPの噴出規模の噴火による降下火砕物により当該発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないこと、（ii）上記の命令の適切な履行により上記の不適合状態は是正することができ、かつ、大山火山の状況に照らせばこれで足りることなどから、上記命令に係る手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、DNPの噴出規模を含め火山事象に係る「想定される自然現象」については、既許可（令和2年1月29日許可）の想定を前提として、本件申請についての基準適合性を判断したところである。

略語等

本審査書で用いられる主な略語等は以下のとおり。

略語等	名称又は説明
解釈別記 1	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記 1
解釈別記 2	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記 2
解釈別記 3	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記 3
火災防護基準	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準
技術的能力指針	原子力事業者の技術的能力に関する審査指針
規制委員会	原子力規制委員会
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
地盤ガイド	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド
重大事故等防止技術的能力基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準
審査ガイド等	以下のガイドの総称 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド 実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価等に関する審査ガイド 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機の特性等
申請者	関西電力株式会社
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
設置許可基準規則解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
地質ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド
津波ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

評価事故シーケンス	原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突 その他のテロリズムによるプラント状態を想定した 上で、原子炉格納容器の破損を防止する観点から厳 しいシーケンス
既許可申請	令和2年1月29日付け原規規発第2001293号をもっ て許可された美浜発電所発電用原子炉設置変更許可 申請（平成31年2月8日申請、令和元年11月14日 及び令和元年12月2日一部補正）
保安規定	美浜発電所原子炉施設保安規定
本申請	美浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（3号電 用原子炉施設の変更）（平成30年4月20日申請、令 和2年4月1日及び令和2年5月22日一部補正）
本発電所	美浜発電所

(案)

関西電力株式会社美浜発電所の発電
用原子炉設置変更許可申請書（3号
発電用原子炉施設の変更のうち、所
内常設直流電源設備（3系統目）の
設置）に関する審査書
（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術
的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに	1
II	変更の内容	3
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力	3
IV	設計基準対象施設並びに重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力	3
V	審査結果	10

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項に基づいて、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）が原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）に提出した実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）第2条第2項第12号の特定重大事故対処施設及び設置許可基準規則第2条第2項第11号の重大事故等対処施設のうち所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る「美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）」（平成30年4月20日申請、令和2年4月1日及び令和2年5月22日一部補正）（以下「本申請」という。）のうち、所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る事項（以下「本申請事項」という。）の内容が、

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第2号の規定（発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。）のうち、技術的能力に係るもの、
- (2) 同項第3号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。）、及び、
- (3) 同項第4号の規定（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。）

に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

なお、本申請のうち、特定重大事故等対処施設の設置に係る事項に関する審査結果（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち技術的能力に係るもの、同項第3号の規定及び同項第4号の規定に関するもの）は、別途取りまとめる。

さらに、本申請の内容が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定（発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。）、同項第2号の規定のうち経理的基礎に係るもの及び同項第5号の規定（同法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。）に適合しているかどうかについての審査結果も、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。)
- (2) 同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。)
- (3) 同項第4号の規定に関する審査においては、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。)及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「設置許可基準規則解釈」という。)

同項第4号の規定に関する審査においては、設置許可基準規則解釈において規定される、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「火災防護基準」という。)に適合しているかどうかについても確認した。

また、本審査においては、規制委員会が定めたガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

3. 本審査書の構成

「Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、本申請に係る技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 設計基準対象施設並びに重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力」には、設置許可基準規則のうち、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備に適用される規定への適合性に関する審査内容並びに重大事故等防止技術的能力基準への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅴ 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

II 変更の内容

申請者は、3号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）を設置するとしている。

III 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

このうち、本章においては、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力についての審査結果を記載する。重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力についての審査結果は、IVで記載する。

申請者は、本申請事項に係る技術的能力について、規制委員会が令和2年1月29日付け原規規発第2001293号をもって許可した美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（平成31年2月8日申請、令和元年11月14日及び令和元年12月2日一部補正）（以下「既許可申請」という。）からの変更はないとしている。

規制委員会は、本申請事項の内容を確認した結果、技術的能力に係る既許可申請の内容から変更はなく、本申請事項に係る申請者の技術的能力は、技術的能力指針に適合するものと判断した。

IV 設計基準対象施設並びに重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力

本章においては、変更申請がなされた内容について、設計基準対象施設並びに重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力に関して審査した結果を示した。審査の概要は以下のとおりである。

申請者は、特に高い信頼性を有する3系統目の所内常設直流電源設備として、蓄電池（3系統目）を特定重大事故等対処施設を設置する建屋に新たに設置するとし

ている。

このため、規制委員会は、関連する以下の1. から4. の項目について審査を行った。

1. 津波による損傷の防止（第40条関係）
2. 火災による損傷の防止（第41条関係）
3. 重大事故等対処設備（第43条関係）
4. 電源設備及び電源の確保に関する手順等（第57条第2項及び重大事故等防止技術的能力基準1. 14項関係）

なお、規制委員会は、関連する以下の項目について、蓄電池（3系統目）が、本申請のうち特定重大事故等対処施設の設置に係る事項の審査結果を取りまとめた、「関西電力株式会社美浜発電所に関する発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更のうち、特定重大事故等対処施設の設置）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）」（以下「特重施設審査書」という。）において基準適合性を判断した特定重大事故等対処施設を設置する建屋に設置されること、また、それぞれの項目に関する設計方針については、既許可申請の内容から変更がないことを確認した。

- ・ 重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）
- ・ 地震による損傷の防止（第39条関係）

さらに、関連する以下の項目についても、既許可申請の内容から変更がないことを確認した。

- ・ 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（第7条関係）
- ・ 安全避難通路等（第11条関係）
- ・ 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1. 0項関係）
- ・ 計装設備及びその手順等（第58条及び重大事故等防止技術的能力基準1. 15項関係）

規制委員会は、本申請事項の内容を確認した結果、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合するものと判断した。

津波による損傷の防止（第40条関係）、火災による損傷の防止（第41条関係）、重大事故等対処設備（第43条関係）及び電源設備及び電源の確保に関する手順等

(第57条第2項及び重大事故等防止技術的能力基準1.14項関係) についての基準適合性の判断は以下のとおり。

1. 津波による損傷の防止 (第40条関係)

第40条は、重大事故等対処施設が基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とすることを要求している。

申請者は、蓄電池(3系統目)を、特定重大事故等対処施設を設置する建屋に設置し、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計ととしている。

規制委員会は、所内常設直流電源設備(3系統目)について、特重施設審査書において基準適合性を判断した特定重大事故等対処施設を設置する建屋に設置し、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計としていることから、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

2. 火災による損傷の防止 (第41条関係)

第41条は、重大事故等対処施設が、火災によって必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止すること、かつ、火災を感知及び消火することを要求している。

申請者は、蓄電池(3系統目)を、火災により必要な機能を損なうおそれがないよう、火災防護基準に基づく設計基準対象施設の火災防護対策に準じて、当該設備設置に伴う建屋への影響を踏まえた上で、火災の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じた設計ととしている。また、火災の感知及び消火について、中央制御室又は緊急時制御室で火災感知設備の常時監視及び消火設備の故障警報確認ができる設計ととしている。

規制委員会は、所内常設直流電源設備(3系統目)について、当該設備設置に伴う建屋への影響も考慮して、火災防護基準に基づく火災防護設計が行われる方針としていることから、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

3. 重大事故等対処設備 (第43条関係)

第43条は、重大事故等対処設備全般に対して、共通事項として以下の項目を要求している。

- ① 環境条件及び荷重条件(43-1-1(※¹))
- ② 操作性(43-1-2)

(※¹)「43-1-1」は、第43条において該当する条項「第43条第1項第1号」を示す。以下同様。

- ③ 試験又は検査 (43-1-3)
- ④ 切替えの容易性 (43-1-4)
- ⑤ 悪影響防止 (43-1-5)
- ⑥ 現場の作業環境 (43-1-6)

また、常設重大事故等対処設備全般に対して、共通事項として以下の項目を要求している。

- ① 容量 (43-2-1)
- ② 共用の禁止 (43-2-2)
- ③ 共通要因による機能喪失の防止 (43-2-3)

規制委員会は、これらの項目のうち①環境条件及び荷重条件について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

上記の項目のうち、重大事故等対処設備全般に対する共通事項の②から⑥及び常設重大事故等対処設備全般に対する共通事項の①から③については、既許可申請の内容から変更がないことを確認した。

各項目のうち、①環境条件及び荷重条件についての審査内容は以下のとおり。

(1) 重大事故等対処設備 (第43条第1項関係)

申請者は、蓄電池 (3系統目) について、以下のとおり設計する方針としている。

① 環境条件及び荷重条件

蓄電池 (3系統目) は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるように、重大事故等時における特定重大事故等対処施設を設置する建屋内の環境条件を考慮した設計とするとともに、中央制御室での直流電圧確認及び設置場所での操作が可能な設計とする。

規制委員会は、本申請が、重大事故等対処設備の共通の設計方針等として、所内常設直流電源設備 (3系統目) を設置する建屋内の環境条件を考慮した設計方針とするなど、第43条第1項及び同項の設置許可基準規則解釈を踏まえた設計方針としていることから、適切なものであると判断した。

4. 電源設備及び電源の確保に関する手順等 (第57条第2項及び重大事故等防止技術的能力基準1.14項関係)

第57条第2項及び重大事故等防止技術的能力基準1.14項 (以下「第57条第2項等」という。) は、発電用原子炉設置者に対し、第33条第2項の規定に

より設置される非常用電源設備及び第57条第1項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことによる重大事故等に対処するために必要な常設の直流電源設備及び手順等を整備することを要求している。このうち、手順等については、保安規定等において規定する方針であることを要求している。

本節では、蓄電池（3系統目）に関して申請者が計画する設備及び手順等が、第57条第2項等における要求事項に対応し、かつ、適切に整備される方針であるかを確認した。

4-1. 審査の概要

(1) 第57条第2項等は、第33条第2項の規定により設置される非常用電源設備及び第57条第1項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、常設直流電源設備及び手順等を整備することを要求している。

第57条第2項等における「常設の直流電源設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備及び手順等をいう。

- イ) 更に信頼性を向上するため、負荷切り離し（原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うことが可能であるもう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）
- ロ) 設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、必要な電力を確保するために必要な手順等

申請者は、第57条第2項等の要求事項に対応するため、蓄電池（3系統目）により給電を実施するための設備及び手順等を整備する方針としている。

(2) 申請者は、既許可申請の有効性評価（第37条）において整備するとしていた、電源の確保に関する重大事故等対処設備及び手順等について、既許可申請の内容から変更はないとしている。

(3) 規制委員会は、電源の確保のために申請者が計画する設備及び手順等が、

第57条第2項等における各々の要求事項に対応し、かつ、適切に整備される方針であることから、第57条第2項等に適合するものと判断した。また、申請者が、有効性評価（第37条）において、電源の確保に関して必要となる重大事故等対処設備及び手順等として位置付けた設備及び手順等を、第43条等に従って適切に整備する方針に変更はないことを確認した。

規制委員会は、これらの確認に当たって、申請者が、第43条等に従って重大事故等対処設備及び手順等を適切に整備する方針であることを確認した。

具体的な審査内容は以下のとおり。

4-2. 規制要求に対する設備及び手順

(1) 第57条第2項等の規制要求に対する設備及び手順

① 対策と設備

申請者は、第57条第2項等に基づく要求事項に対応するために、蓄電池（3系統目）を新たに重大事故等対処設備として整備することとしている。

規制委員会は、上記の対策が第57条第2項等要求事項イ）、ロ）に対応するものであることを確認した。

② 重大事故等対処設備の設計方針

申請者は、蓄電池（3系統目）について、主な設計方針を以下のとおりとしている。

- a. 蓄電池（3系統目）及びその電路は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことに加え、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする
- b. 蓄電池（3系統目）は、ディーゼル発電機及び蓄電池（安全防護系用）並びに電源車及び可搬式整流器を用いた電源設備に対して位置的分散を図り、これらの設備を用いた電源系統に対して独立性を有した設計とする
- c. 蓄電池（3系統目）は、必要な期間にわたり電力の供給が可能な設計とする

規制委員会は、申請者の計画において、a)蓄電池（3系統目）及びその電路は、耐震重要度分類によるSクラスの耐震性を有した設計とすること、b)蓄電池（3系統目）は、設計基準事故対処設備及び蓄電池（安全防護系用）に対して独立した電路で接続されることなどにより独立性を有していること、並びに設計基準事故対処設備及び蓄電池（安全防護系用）とは異なる建屋において整備するなど位置的分散を図ること、c)蓄電池（3系統目）は、負荷の切離しを行わずに8時間、必要な負荷以外を切離して計24時間の電力の供給が可能な設計とすることを確認した。

以上の確認などから、規制委員会は、申請者が①に掲げる重大事故等対処設備について、第43条（重大事故等対処設備に関する共通的な要求事項）に適合する措置等を講じた設計とする方針であること、また、第57条第2項等要求事項イ）に適合する設計方針であることを確認した。

③ 手順等の方針

申請者は、①に掲げる設備を用いた主な手順等は、以下のとおりとしている。

- a. 全交流動力電源が喪失した場合に、蓄電池（安全防護系用）による給電時において、許容最低電圧を維持できない場合は、蓄電池（3系統目）からの給電の手順に着手する。この手順では不要な負荷の切り離し、電源からの給電操作、受電の確認等を運転員等2名により約21分で実施する。

規制委員会は、申請者の計画において、a)交流電源喪失時の対応手順及びその優先順位を明確化していること、b)必要な人員を確保するとともに必要な訓練を行うとしていること、c)作業環境（作業空間、温度等）に支障がないことなどを確認した。

以上の確認などから、規制委員会は、申請者が①に掲げる設備を用いた手順等について、重大事故等防止技術的能力基準1.0項（手順等に関する共通的な要求事項）等に適合する手順等を整備する方針であることを確認した。

また、規制委員会は、上記の手順等が第57条第2項等要求事項ロ）に対応するものであることを確認した。

以上のとおり、規制委員会は、①の対策が第57条第2項等要求事項イ）、

ロ)に対応すること、①に掲げる重大事故等対処設備が第57条第2項等要求事項イ)に適合する設計方針であること、③a.の手順等が第57条第2項等要求事項ロ)に対応するものであること、①に掲げる重大事故等対処設備及びその手順等が第43条等に従って適切に整備される方針であることから、第57条第2項等に適合するものと判断した。

(2) 第37条等の規制要求に対する設備及び手順

申請者は、既許可申請の有効性評価(第37条)において必要な対策として整備するとした、給電のための設備と手順等については変更がないとしている。これらに関する重大事故等対処設備の設計方針及び手順等については、変更はないとしている。

規制委員会は、申請者が、有効性評価(第37条)において、電源の確保に関して必要となる重大事故等対処設備及び手順等として位置付けた設備及び手順等を、第43条等に従って適切に整備する方針に変更はないことを確認した。

V 審査結果

関西電力株式会社が提出した「美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号発電用原子炉施設の変更)」のうち所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に係る事項(平成30年4月20日申請、令和2年4月1日及び令和2年5月22日一部補正)を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係る部分に限る。)、第3号及び第4号に適合しているものと認められる。

なお、本件申請に係る美浜発電所について、規制委員会は、平成31年度第4回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラ(DNP)の噴出規模は11km³程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラ(DKP)とDNPが一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模のDNPは火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定し、上記のとおり認定した事実に基づけば、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不相当であり、設置許可基準規則第6条第1項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づき基本設計ないし基本的設計方針を変更すべき旨、令和元年6月19日に関西電力株式会社に命じたところである。関西電力株式会社からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

規制委員会は、(i)平成31年度第4回原子力規制委員会において判断したとおり、大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえ、上記のとおり認定したDNPの噴出規模の噴火による降下火砕物により当該発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないこと、(ii)上記の命令の適切な履行により上記の不適合状態は是正することができ、かつ、大山火山の状況に照らせばこれで足りることなどから、上記命令に係る手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、DNPの噴出規模を含め火山事象に係る「想定される自然現象」については、既許可(令和2年1月29日許可)の想定を前提として、本件申請についての基準適合性を判断したところである。

(案)

番 号
年 月 日

関西電力株式会社
取締役社長 名 宛て

原子力規制委員会

美浜発電所の発電用原子炉の設置変更（3号発電用原子炉施設の変更）について

平成30年4月20日付け関原発第64号（2020年4月1日付け関原発第13号及び2020年5月22日付け関原発第107号をもって一部補正）をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、許可します。

